

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月13日
【計算期間】	第52期（自 2024年9月18日 至 2025年3月17日）
【ファンド名】	ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし） ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 幸子
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	坂井 瑛美
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03-6703-4100
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注） 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）、ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行うことを基本とします。

（「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」、「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」を総称して、以下「当ファンド」または「各ファンド」という場合があります。また、各々、「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」を「為替ヘッジなし」、「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」を「為替ヘッジあり」という場合があります。）

② 当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／海外／債券に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券）） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	<ヘッジなし> なし <ヘッジあり> あり （フルヘッジ）

＜各分類および区分の定義＞

Ⅰ. 商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

Ⅱ. 属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（債券））	目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として債券に投資する。
決算頻度による属性区分	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属性区分	＜ヘッジなし＞ 為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。
	＜ヘッジあり＞ 為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

- ③ 信託金の限度額は各ファンド5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色（各ファンドおよびマザーファンドの特色）

a. 当ファンドは、世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。

○投資する公社債は、取得時において投資適格格付（B B Bマイナス、B a a 3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとしします。

○国債の他、投資適格格付を付与されている社債、資産担保証券^{*}等にも投資します。

＊ 不動産ローンや自動車ローンの債権を裏付けとして発行された証券。M B S（モーゲージ証券）、C M B S（商業用不動産ローン担保証券）、A B S（資産担保証券）などがあります。

○デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。

＜投資する債券の種類と概要＞

国債	政府機関債 国際機関債	社債	ABS	MBS	CMBS
各国政府により発行される債券	政府機関等により発行される債券	企業等により発行される債券	クレジットカード債権、自動車ローン、住宅ローン債権等を裏付けとして発行される債券	個人住宅ローン債権を裏付けとして発行される債券	商業用不動産ローン債権を裏付けとして発行される債券

※ 上記は一般的な債券の概要を述べたものであり、当ファンドが実質的に投資する債券の全てを網羅するものではありません。

b. F T S E世界国債インデックス^{*}をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

為替ヘッジなし	F T S E世界国債インデックス（円ベース）
為替ヘッジあり	F T S E世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース）

＊ F T S E世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

＊ 当ファンドの投資対象国は当該インデックス構成国に限定されるものではありません。

c. グローバルに展開するブラックロック・グループの各国拠点が運用を行います。

委託会社は、世界主要国の公社債等の運用指図に関する権限をブラックロック・グループの運用会社へ委託します。

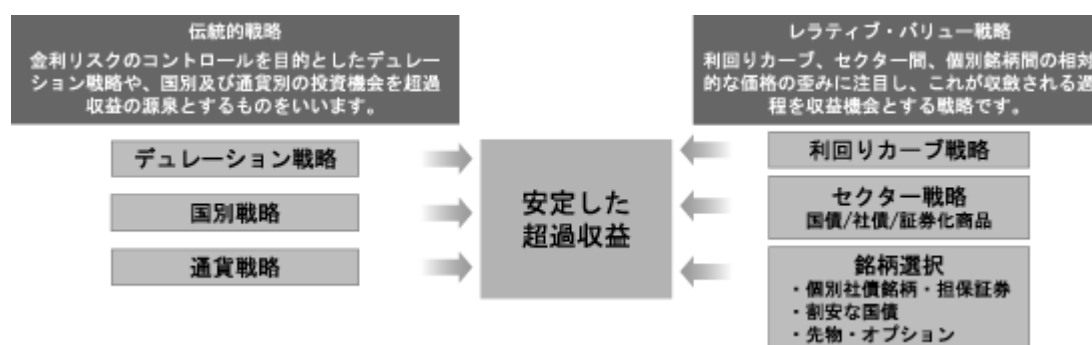


＊地域配分等の包括的な投資判断も委託します。

※ 運用の委託範囲の詳細については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針 ① 各ファンドの投資態度」をご覧ください。

＜ブラックロックの債券運用の特色＞

金利・為替についての相場観に過度に依存せず、計算可能な相対価値(「レラティブ・バリュー」)に基づく投資機会を発見し、積み重ねていくことにより、安定した超過収益をあげることが可能であると考えています。

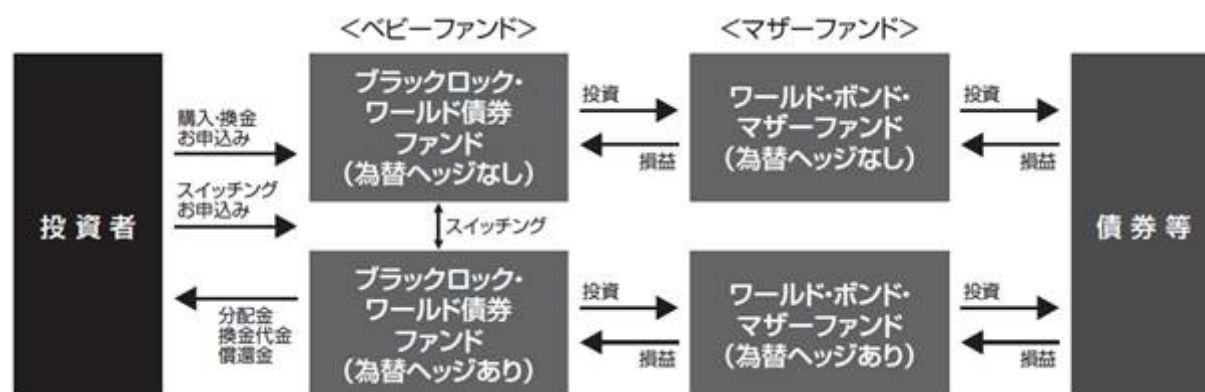


※ ファンドの運用体制等は変更となる場合があります。

- d. 当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。スイッチング可能な2本のファンドで構成されています。

為替ヘッジなし	原則として為替ヘッジを行いません。
為替ヘッジあり	原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

※ ただし、各ファンドとも一部機動的な運用を行う場合もあります。



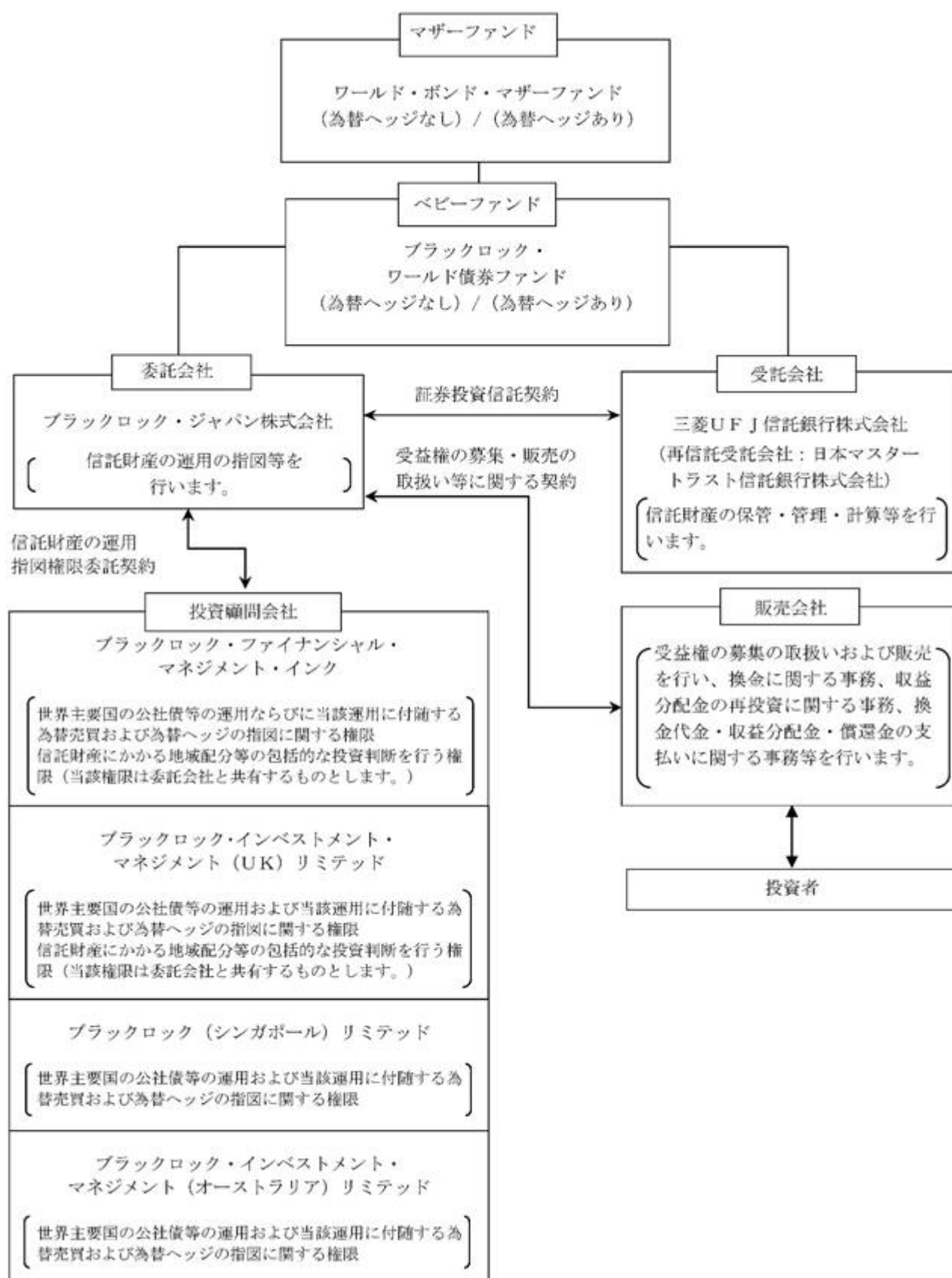
※ ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンド（「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。なお、信託約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。

※ スwitchingの取扱いについては、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(2)【ファンドの沿革】

1998年12月1日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2000年12月1日	ファンド名称変更（旧メリルリンチ・マーキュリー・ワールド債券ファンド為替変動型／為替変動低減型）
2006年10月1日	ファンド名称を「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）／（為替ヘッジあり）」、「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）／（為替ヘッジあり）」へ変更
2006年10月23日	運用の基本方針の変更
2007年1月4日	投資信託振替制度への移行
2009年12月2日	ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継
2017年6月10日	マザーファンドの名称を「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」から「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」へ、「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」から「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」へそれぞれ変更

(3)【ファンドの仕組み】



＜契約等の概要＞

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c. 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

＜委託会社の概況＞

2025年3月末現在の委託会社の概況は、以下の通りです。

a. 資本金 3,120百万円

b. 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 （後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社）設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 （後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社）設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 （後のブラックロック・ジャパン株式会社）設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、ブラック ロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、ブラックロッ ク・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	15,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「為替ヘッジなし」

- ① 主としてワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）受益証券への投資を通じて世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（B B Bマイナス、B a a 3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。
- ② F T S E世界国債インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ③ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、一部機動的な運用を行う場合もあります。

「為替ヘッジあり」

- ① 主としてワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）受益証券への投資を通じて、世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（B B Bマイナス、B a a 3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。
- ② F T S E世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ③ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、一部機動的な運用を行う場合もあります。

「各ファンド共通」

- ① デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。
- ② ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。)
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（U K）リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。)
ブラックロック（シンガポール）リミテッド(BlackRock (Singapore) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限

- ③ 前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。
- ④ 資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- ※ 委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い又は行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

<参考> 各マザーファンドの運用の基本方針

ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

－ 運用の基本方針 －

1.基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。

2.運用方法

(1)投資対象

日本を含む世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ① F T S E世界国債インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② 世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、取得時において投資適格格付（B B Bマイナス、B a a 3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。
- ③ デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、一部機動的な運用を行う場合もあります。
- ⑤ ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限 （当該権限は委託会社と共有するものとします。）
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限 （当該権限は委託会社と共有するものとします。）
ブラックロック（シンガポール）リミテッド(BlackRock (Singapore) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限

- ⑥ 前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。
- ⑦ 資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

(3)投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）

－ 運用の基本方針 －

1.基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。

2.運用方法

(1)投資対象

日本を含む世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ① F T S E世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② 世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（B B Bマイナス、B a a 3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。
- ③ デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、一部機動的な運用を行う場合もあります。
- ⑤ ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限 （当該権限は委託会社と共有するものとします。）
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限 （当該権限は委託会社と共有するものとします。）
ブラックロック（シンガポール）リミテッド(BlackRock (Singapore) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限

- ⑥ 前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。
- ⑦ 資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

(3)投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

(2)【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
- c. 金銭債権
- d. 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

② 投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主としてワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）／（為替ヘッジあり）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a. の証券または証書、l. ならびにq. の証券または証書のうちa. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. からf. までの証券およびl. ならびにq. の証券または証書のうちb. からf. までの証券の性質を有するもの、およびn. のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m. の証券およびn. の証券(投資法人債券を除く)を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

- ① ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。
- ② 社内には内部監査を担当する部門、ファンドのリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門により、本来目的としている運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。また、グループ企業に外部委託している場合においても、日次でポートフォリオ・モニタリングのデータを外部委託先より入手、またリスク管理を担当する部門が定期的に外部委託先の同部門と情報交換し、ファンドの運用状況を把握すると共に、必要な対応を図れる体制を構築しています。
- ③ 当ファンドは、運用指図に関する権限の一部をブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド、ブラックロック（シンガポール）リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッドに委託しており、その債券運用チーム（約10名程度）によって運用されています。
- ④ ブラックロックの債券運用体制の特徴は、ポートフォリオ・マネジャーが協調しながら運用にあたる「チーム運用体制」を取っていることにあります。
- ⑤ 基本戦略は、週次で行われる2つのインベストメント・ストラテジー・ミーティング（投資戦略会議）が中核となっています。マーケット・アウトlook・ミーティングには全ての債券運用プロフェッショナルが参加し、各セクター・チームにて事前に開催するチーム・ミーティングによって導き出された見解を、各チームのリード・マネジャーが発表します。次に、全チームのリード・マネジャーおよびリスク・クオンツ分析部の代表者が参加するポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングにおいて、セクター配分、ポートフォリオのリスク、投資テーマ等について議論を行います。
- ⑥ 各ポートフォリオ・チームは、運用を担当するポートフォリオにとって適切と考える金利リスク、期限前償還リスク、利回りカーブ・リスク、信用リスク、流動性バイアス、およびセクター・アロケーションをそれぞれ独自に決定しますが、ポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングでは各ポートフォリオ・チームの投資アイデアを共有することを主な目的とします。

- ⑦ ポートフォリオ・チームの1つであるグローバル債券チームは、セクター・チームと協働して、ポートフォリオの投資目的およびガイドラインを遵守しつつ、銘柄選択、タイミング、売買執行において、チームのレラティブ・バリューによる見通しをポートフォリオに反映します。グローバル債券チームは投資方針を策定し、その投資方針に基づいてセクター・スペシャリストが売買を執行します。投資テーマについては、週次で開催されるミーティングで定期的かつ継続的に議論され、必要に応じて修正されます。



※ 運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約11.6兆米ドル^{*}（約1,732兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

* 2025年3月末現在。（円換算レートは1米ドル＝149.54円を使用）

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

年2回の毎決算時（3月16日、9月16日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益（評価損益も含みます。）等の全額とすることができます。

b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※ 基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

- a. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③ 収益分配金の支払時期および場所

- a. 一般コースの場合は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。投資者が、支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。
- b. 累積投資コースの場合は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。累積投資契約に基づき、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

① 各ファンドの約款で定める投資制限

「各ファンド共通（ただし、特に記載のある場合を除きます。）」

a. 投資する株式等の範囲

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 株式等への投資比率の制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

^{*} 「実質投資割合」とは、各ファンドの信託財産の純資産総額に対する、各ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。以下同じ。

c. 同一銘柄の株式への投資制限

- (a) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d. 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

e. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

f. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g. 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（親投資信託の受益証券を除く。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

h. 信用取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

i. 先物取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

j. スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) (c)において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占めるスワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

k. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用範囲

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

l. 有価証券の貸付けの指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- イ. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ロ. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

m. 公社債の空売りの指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- (c) 換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

n. 公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する、借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

o. 外国為替予約の指図

「為替ヘッジなし」

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と売予約の合計額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

「為替ヘッジあり」

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

p. 資金の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

q. デリバティブ取引等に係る投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

r. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

② 投信法等関係法令で定める主な投資制限**同一の法人の発行する株式**

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa. の数がb. の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

① 基準価額の変動要因

a. 金利変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 信用リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c. 為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、外貨建資産に投資を行います。

「為替ヘッジなし」は、原則として、外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

「為替ヘッジあり」は、為替変動リスクの低減を図ることを目指し、原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行います。為替変動による影響の全てを回避することはできません。またヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジ・コストがかかります。

d. 期限前償還リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、MBS、CMBS、ABS等の期限前償還リスクを伴う債券へ投資することができます。一般的に金利が低下した場合、資産担保証券の期限前償還が増加することにより、事前に見込まれた収益をあげることができず、さらに利回りの低い証券に再投資せざるを得ない可能性があります。これらの要因が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e. カントリー・リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、債券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

f. デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

② ファンド運営上のリスク

a. 購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付についても取り消す場合があります。

b. ファンドの繰上償還

各ファンドは換金により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でもファンドを償還させる場合があります。

c. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

d. 流動性リスクの関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合

※ 金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

e. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

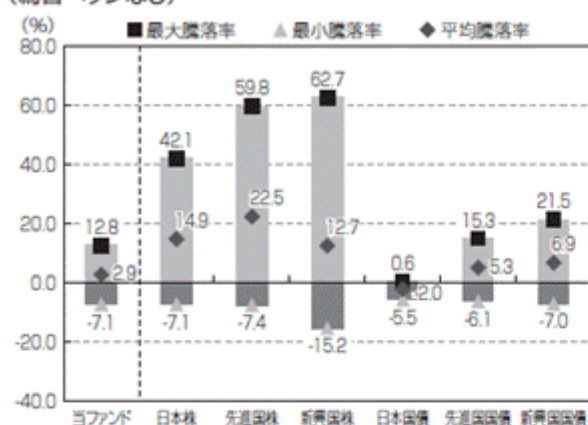
※ リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

（参考情報）

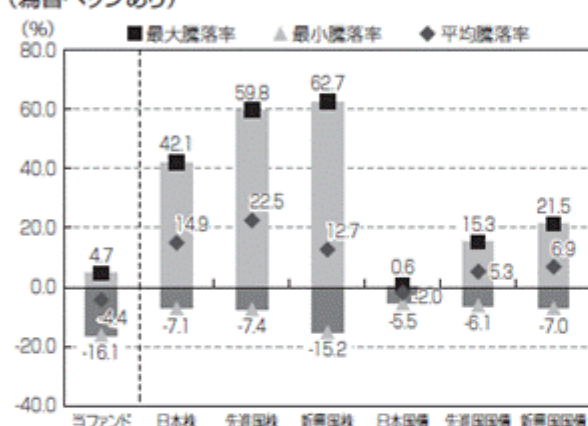
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年4月～2025年3月)

(為替ヘッジなし)



(為替ヘッジあり)



※上記グラフは、過去5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

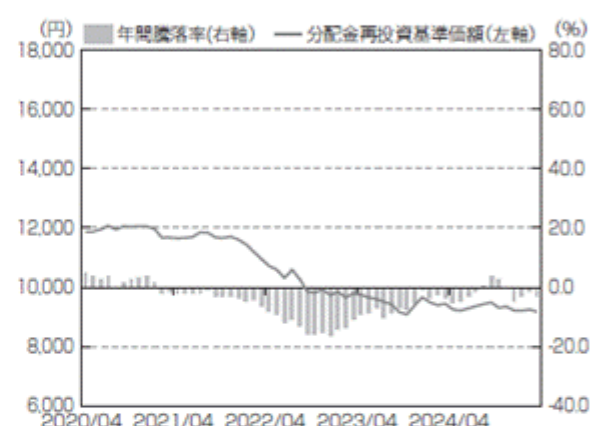
※各資産クラスの指数

日本株……… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株……… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
 新興国株……… MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)
 日本国債……… NOMURA-BPI国債
 先進国国債……… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国国債……… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・レディバース・ファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2020年4月～2025年3月)



※上記グラフは、過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・レディバース・ファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現貨通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に1.65%（税抜1.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

- ② 以下の場合には、無手数料とします。

a. スイッチングによる購入の場合

b. <累積投資コース>を選択した投資者が、分配金を再投資する場合

c. 確定拠出年金制度において購入する場合

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。

- ② 信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.935%（税抜0.85%）以内の率を乗じて得た額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分		役務の内容
委託会社	年0.440% (税抜0.40%)		ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.440% (税抜0.40%)		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	純資産総額が650億円以下の部分	年0.055% (税抜0.05%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等
	650億円超1,000億円以下の部分	年0.044% (税抜0.04%)	
	1,000億円超の部分	年0.033% (税抜0.03%)	

※ 委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

② 信託報酬の支払時期と支払方法

信託報酬は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

① 信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

③ ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用^{*}は、その都度、信託財産中より支弁します。

＊ 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

④ 信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成等に要する費用は、委託会社の負担とし委託者報酬より支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

① 個別元本方式について

a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。

b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

c. 同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

d. 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「③ 収益分配金の課税について」をご覧ください。）

② 換金時および償還時の課税について

a. 個人の投資者の場合

換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

b. 法人の投資者の場合

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④ 個人、法人の課税の取扱いについて

a. 個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

※ 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。

b. 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

※ 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 上記は2025年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

・直近の運用報告書の対象期間(2024年9月18日から2025年3月17日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
為替ヘッジあり	0.97%	0.93%	0.03%
為替ヘッジなし	0.97%	0.93%	0.04%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)です。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

5【運用状況】

以下の運用状況は2025年3月末現在のものです。

「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」

(1)【投資状況】

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,199,256,548	100.04
内 日本	1,199,256,548	100.04
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	△429,030	△0.04
純資産総額	1,198,827,518	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国／地域	種類	数量（口）	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ワールド・ボンド・マ ザーファンド（為替ヘッ ジなし）	日本	親投資信託 受益証券	527,609,568	2.2551	1,189,861,817	2.2730	1,199,256,548	100.04

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.04

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年3月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第33期(2015年9月16日)	1,200,050,865	1,201,398,932	1.3353	1.3368
第34期(2016年3月16日)	1,169,270,766	1,170,623,918	1.2962	1.2977
第35期(2016年9月16日)	1,097,987,033	1,099,335,172	1.2217	1.2232
第36期(2017年3月16日)	1,138,530,012	1,139,890,546	1.2552	1.2567
第37期(2017年9月19日)	1,183,596,380	1,184,952,200	1.3095	1.3110
第38期(2018年3月16日)	1,139,527,750	1,140,884,185	1.2601	1.2616
第39期(2018年9月18日)	1,156,940,610	1,158,309,032	1.2682	1.2697
第40期(2019年3月18日)	1,184,518,643	1,185,906,175	1.2805	1.2820
第41期(2019年9月17日)	1,162,720,774	1,164,068,718	1.2939	1.2954
第42期(2020年3月16日)	1,125,563,426	1,126,876,915	1.2854	1.2869
第43期(2020年9月16日)	1,156,410,615	1,157,710,676	1.3343	1.3358
第44期(2021年3月16日)	1,186,034,153	1,187,349,211	1.3528	1.3543
第45期(2021年9月16日)	1,176,223,854	1,177,523,019	1.3581	1.3596
第46期(2022年3月16日)	1,111,944,557	1,113,208,925	1.3192	1.3207
第47期(2022年9月16日)	1,146,602,963	1,147,860,712	1.3674	1.3689
第48期(2023年3月16日)	1,092,332,653	1,093,593,369	1.2997	1.3012
第49期(2023年9月19日)	1,138,440,702	1,139,689,173	1.3678	1.3693
第50期(2024年3月18日)	1,197,721,468	1,198,969,708	1.4393	1.4408
第51期(2024年9月17日)	1,164,754,526	1,165,977,007	1.4292	1.4307
第52期(2025年3月17日)	1,183,595,231	1,184,821,659	1.4476	1.4491
2024年3月末現在	1,202,984,383	—	1.4604	—
2024年4月末現在	1,217,697,075	—	1.4799	—
2024年5月末現在	1,227,885,807	—	1.4835	—
2024年6月末現在	1,257,852,845	—	1.5290	—
2024年7月末現在	1,215,503,298	—	1.4804	—
2024年8月末現在	1,176,703,913	—	1.4453	—
2024年9月末現在	1,181,396,832	—	1.4457	—
2024年10月末現在	1,228,424,917	—	1.4996	—
2024年11月末現在	1,204,100,379	—	1.4699	—
2024年12月末現在	1,232,041,432	—	1.5099	—
2025年1月末現在	1,210,522,414	—	1.4797	—
2025年2月末現在	1,184,272,953	—	1.4501	—
2025年3月末現在	1,198,827,518	—	1.4586	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第33期	0.0015
第34期	0.0015
第35期	0.0015
第36期	0.0015
第37期	0.0015
第38期	0.0015
第39期	0.0015
第40期	0.0015
第41期	0.0015
第42期	0.0015
第43期	0.0015
第44期	0.0015
第45期	0.0015
第46期	0.0015
第47期	0.0015
第48期	0.0015
第49期	0.0015
第50期	0.0015
第51期	0.0015
第52期	0.0015

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第33期	△0.7
第34期	△2.8
第35期	△5.6
第36期	2.9
第37期	4.4
第38期	△3.7
第39期	0.8
第40期	1.1
第41期	1.2
第42期	△0.5
第43期	3.9
第44期	1.5
第45期	0.5
第46期	△2.8
第47期	3.8
第48期	△4.8
第49期	5.4
第50期	5.3
第51期	△0.6
第52期	1.4

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第33期	49,466,433	57,375,177	898,711,662
第34期	37,063,083	33,672,954	902,101,791
第35期	40,608,011	43,950,340	898,759,462
第36期	42,308,945	34,045,460	907,022,947
第37期	39,913,249	43,055,781	903,880,415
第38期	43,844,260	43,434,207	904,290,468
第39期	42,034,678	34,043,259	912,281,887
第40期	43,040,842	30,300,916	925,021,813
第41期	39,210,643	65,602,503	898,629,953
第42期	39,426,827	62,397,141	875,659,639
第43期	52,360,723	61,312,795	866,707,567
第44期	59,873,431	49,875,365	876,705,633
第45期	45,380,996	55,976,351	866,110,278
第46期	45,485,163	68,683,022	842,912,419
第47期	48,816,362	53,229,213	838,499,568
第48期	40,856,127	38,877,839	840,477,856
第49期	40,811,220	48,974,975	832,314,101
第50期	43,085,729	43,239,290	832,160,540
第51期	42,271,063	59,443,771	814,987,832
第52期	34,690,788	32,059,531	817,619,089

「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		121,550,373	100.04
	内 日本	121,550,373	100.04
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△43,442	△0.04
純資産総額		121,506,931	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国／地域	種類	数量（口）	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ワールド・ボンド・マ ザーファンド（為替ヘッ ジあり）	日本	親投資信託 受益証券	90,702,465	1.3348	121,069,897	1.3401	121,550,373	100.04

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.04

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

2025年3月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第33期(2015年9月16日)	203,070,426	203,347,230	1.1004	1.1019
第34期(2016年3月16日)	181,628,827	181,870,364	1.1280	1.1295
第35期(2016年9月16日)	198,357,791	198,617,447	1.1459	1.1474
第36期(2017年3月16日)	191,636,162	191,897,399	1.1004	1.1019
第37期(2017年9月19日)	188,218,073	188,472,984	1.1075	1.1090
第38期(2018年3月16日)	173,263,874	173,501,803	1.0923	1.0938
第39期(2018年9月18日)	166,732,892	166,965,349	1.0759	1.0774
第40期(2019年3月18日)	167,593,022	167,823,349	1.0914	1.0929
第41期(2019年9月17日)	169,648,424	169,872,365	1.1363	1.1378
第42期(2020年3月16日)	167,733,186	167,954,480	1.1369	1.1384
第43期(2020年9月16日)	169,523,445	169,743,066	1.1578	1.1593
第44期(2021年3月16日)	151,291,705	151,493,107	1.1268	1.1283
第45期(2021年9月16日)	150,485,026	150,684,126	1.1337	1.1352
第46期(2022年3月16日)	137,998,425	138,193,378	1.0618	1.0633
第47期(2022年9月16日)	128,363,188	(同左)	0.9690	(同左)
第48期(2023年3月16日)	127,353,584	(同左)	0.9467	(同左)
第49期(2023年9月19日)	130,823,020	(同左)	0.8924	(同左)
第50期(2024年3月18日)	123,299,561	(同左)	0.9009	(同左)
第51期(2024年9月17日)	114,620,575	(同左)	0.9152	(同左)
第52期(2025年3月17日)	120,900,115	(同左)	0.8767	(同左)
2024年3月末現在	125,386,840	—	0.9059	—
2024年4月末現在	125,178,298	—	0.8874	—
2024年5月末現在	124,308,714	—	0.8834	—
2024年6月末現在	124,058,592	—	0.8905	—
2024年7月末現在	121,438,958	—	0.8978	—
2024年8月末現在	113,858,279	—	0.9045	—
2024年9月末現在	113,520,689	—	0.9100	—
2024年10月末現在	110,016,194	—	0.8928	—
2024年11月末現在	120,646,886	—	0.8967	—
2024年12月末現在	119,419,731	—	0.8838	—
2025年1月末現在	120,019,642	—	0.8831	—
2025年2月末現在	123,289,442	—	0.8871	—
2025年3月末現在	121,506,931	—	0.8799	—

② 分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第33期	0.0015
第34期	0.0015
第35期	0.0015
第36期	0.0015
第37期	0.0015
第38期	0.0015
第39期	0.0015
第40期	0.0015
第41期	0.0015
第42期	0.0015
第43期	0.0015
第44期	0.0015
第45期	0.0015
第46期	0.0015
第47期	—
第48期	—
第49期	—
第50期	—
第51期	—
第52期	—

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第33期	△2.5
第34期	2.6
第35期	1.7
第36期	△3.8
第37期	0.8
第38期	△1.2
第39期	△1.4
第40期	1.6
第41期	4.3
第42期	0.2
第43期	2.0
第44期	△2.5
第45期	0.7
第46期	△6.2
第47期	△8.7
第48期	△2.3
第49期	△5.7
第50期	1.0
第51期	1.6
第52期	△4.2

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第33期	29,675,235	37,110,018	184,536,509
第34期	10,722,565	34,234,129	161,024,945
第35期	20,933,602	8,854,493	173,104,054
第36期	40,182,040	39,127,856	174,158,238
第37期	7,789,996	12,006,951	169,941,283
第38期	4,957,433	16,278,759	158,619,957
第39期	9,217,975	12,866,112	154,971,820
第40期	7,217,048	8,637,253	153,551,615
第41期	9,777,789	14,034,971	149,294,433
第42期	9,630,712	11,395,545	147,529,600
第43期	12,892,740	14,008,209	146,414,131
第44期	6,189,449	18,335,054	134,268,526
第45期	8,033,003	9,567,891	132,733,638
第46期	6,050,786	8,815,485	129,968,939
第47期	5,014,584	2,510,402	132,473,121
第48期	5,553,839	3,497,405	134,529,555
第49期	19,664,897	7,594,594	146,599,858
第50期	8,414,284	18,157,623	136,856,519
第51期	16,286,897	27,898,122	125,245,294
第52期	31,459,548	18,805,788	137,899,054

(参考情報)

「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
国債証券		2,223,845,387	81.70
	内 日本	442,862,490	16.27
	内 アメリカ	339,117,846	12.46
	内 中国	269,993,052	9.92
	内 フランス	239,974,569	8.82
	内 イタリア	222,451,992	8.17
	内 スペイン	144,250,471	5.30
	内 イギリス	135,325,560	4.97
	内 ドイツ	78,746,638	2.89
	内 韓国	65,935,218	2.42
	内 ベルギー	39,718,504	1.46
	内 オランダ	38,852,776	1.43
	内 カナダ	34,321,797	1.26
	内 アイルランド	30,391,960	1.12
	内 オーストリア	29,863,002	1.10
	内 メキシコ	24,287,366	0.89
	内 マレーシア	17,603,024	0.65
	内 シンガポール	14,432,624	0.53
	内 ポーランド	13,033,527	0.48
	内 フィンランド	10,898,179	0.40
	内 ノルウェー	8,783,165	0.32
	内 スウェーデン	8,142,093	0.30
	内 ポルトガル	7,796,217	0.29
	内 デンマーク	7,063,317	0.26
特殊債券		235,075,497	8.64
	内 アメリカ	226,005,983	8.30
	内 オーストラリア	9,069,514	0.33
社債券		200,526,962	7.37
	内 アメリカ	200,526,962	7.37
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		62,549,134	2.30
純資産総額		2,721,996,980	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	3 6 4 1 0年国債	日本	2031/9/20	0.1	国債証券	113,850,000	93.30	106,223,187	93.39	106,329,069	3.91
2	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2030/02/25	フランス	2030/2/25	2.75	国債証券	81,040,000	99.35	80,513,240	100.11	81,131,332	2.98
3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2027/01/31	アメリカ	2027/1/31	4.125	国債証券	80,740,800	100.14	80,860,643	100.30	80,986,800	2.98
4	KOREA TREASURY BOND 2.875% 2026/09/10	韓国	2026/9/10	—	国債証券	65,665,656	100.34	65,891,623	100.41	65,935,218	2.42
5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2029/07/31	アメリカ	2029/7/31	4	国債証券	63,097,440	99.65	62,878,076	100.15	63,193,560	2.32
6	UMBS 30YR TBA(REG A) 6% 2025/04/14	アメリカ	2025/4/15	6	特殊債券	58,910,880	101.26	59,654,582	101.44	59,759,850	2.20
7	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2029/02/25	フランス	2029/2/25	2.75	国債証券	56,728,000	100.10	56,786,259	100.72	57,141,830	2.10
8	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.65% 2035/08/01	イタリア	2035/8/1	3.65	国債証券	56,728,000	97.35	55,224,708	98.62	55,946,401	2.06
9	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.375% 2034/05/15	アメリカ	2034/5/15	4.375	国債証券	55,023,360	100.51	55,307,065	100.99	55,569,287	2.04
10	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2027/02/28	アメリカ	2027/2/28	4.125	国債証券	52,332,000	100.19	52,431,954	100.33	52,509,845	1.93
11	3 7 3 1 0年国債	日本	2033/12/20	0.6	国債証券	55,100,000	93.57	51,559,824	93.78	51,673,882	1.90
12	5 4 3 0年国債	日本	2047/3/20	0.8	国債証券	47,750,000	73.67	35,177,425	74.46	35,558,470	1.31
13	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2033/05/15	アメリカ	2033/5/15	3.375	国債証券	35,735,280	93.89	33,553,431	94.42	33,741,918	1.24
14	SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/04/30	スペイン	2028/4/30	1.4	国債証券	33,226,400	96.79	32,162,690	97.28	32,325,300	1.19
15	SPAIN GOVERNMENT BOND 3.15% 2035/04/30	スペイン	2035/4/30	3.15	国債証券	32,416,000	97.03	31,453,698	98.23	31,842,269	1.17
16	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3.2% 2035/05/25	フランス	2035/5/25	3.2	国債証券	32,416,000	96.85	31,397,618	98.03	31,780,461	1.17
17	CHINA GOVERNMENT BOND 2.3% 2026/05/15	中国	2026/5/15	2.3	国債証券	28,806,960	100.81	29,041,221	100.78	29,032,783	1.07
18	3 7 3 0年国債	日本	2042/9/20	1.9	国債証券	27,200,000	96.63	26,284,720	97.25	26,453,904	0.97
19	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.25% 2026/12/01	イタリア	2026/12/1	1.25	国債証券	26,581,120	98.29	26,128,070	98.60	26,209,700	0.96
20	UNITED KINGDOM GILT 1.625% 2028/10/22	イギリス	2028/10/22	1.625	国債証券	28,297,720	92.09	26,059,511	92.03	26,042,560	0.96
21	CHINA GOVERNMENT BOND 2.37% 2027/01/20	中国	2027/1/20	2.37	国債証券	24,691,680	101.39	25,037,173	101.44	25,049,242	0.92
22	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.05% 2027/08/01	イタリア	2027/8/1	2.05	国債証券	24,960,320	99.12	24,742,915	99.60	24,861,976	0.91
23	4 4 7 2年国債	日本	2025/4/1	0.005	国債証券	24,850,000	99.98	24,846,769	99.99	24,849,751	0.91
24	4 6 8 2年国債	日本	2027/1/1	0.6	国債証券	24,850,000	99.67	24,768,740	99.63	24,759,546	0.91
25	UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/01/22	イギリス	2044/1/22	3.25	国債証券	32,174,120	77.02	24,782,951	76.58	24,641,642	0.91
26	1 4 6 5年国債	日本	2025/12/20	0.1	国債証券	24,450,000	99.65	24,366,625	99.66	24,369,070	0.90
27	CHINA GOVERNMENT BOND 2.68% 2030/05/21	中国	2030/5/21	2.68	国債証券	22,634,040	104.90	23,744,565	104.86	23,735,661	0.87
28	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.25% 2048/08/15	ドイツ	2048/8/15	1.25	国債証券	32,213,562	68.54	22,080,286	70.07	22,572,490	0.83
29	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 1.8% 2053/08/15	ドイツ	2053/8/15	1.8	国債証券	29,174,400	74.40	21,707,212	76.05	22,190,048	0.82
30	SPAIN GOVERNMENT BOND 2.8% 2026/05/31	スペイン	2026/5/31	2.8	国債証券	21,556,640	100.68	21,704,729	100.75	21,718,600	0.80

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	81.70
特殊債券	8.64
社債券	7.37
合計	97.70

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産名	買建／ 売建	数量	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資 比率 (%)
債券先物 取引	アメリカ	シカゴ証券取引所	US 2YR NOTE (CBT) JUN 25	買建	9	278,691,874	278,797,565	10.24
			US ULTRA BOND(CBT) FUTURE JUN 25	買建	9	164,480,682	163,920,645	6.02
			US 10YR NOTE FUTURE JUN 25	買建	5	82,804,771	83,135,455	3.05
			US 5YR NOTE (CBT) JUN 25	買建	4	64,476,624	64,704,780	2.38
			US LONG BOND FUTURE JUN 25	買建	2	34,912,920	35,015,715	1.29
	ユーロ	EUREX取引所	EURO-BTP FUTURE JUN 25	買建	2	38,153,884	38,140,665	1.40
			EURO-SCHATZ FUTURE JUN 25	買建	2	34,590,692	34,678,636	1.27
			EURO-BUND FUTURE JUN 25	買建	1	20,876,435	20,882,387	0.77
			EURO-BOBL FUTURE JUN 25	買建	1	19,099,095	19,096,265	0.70
	オーストラリア	シドニー先物 取引所	AUST 10YR BOND FUTURE JUN 25	買建	1	10,558,328	10,522,082	0.39
			AUST 3YR BOND FUTURE JUN 25	買建	1	9,991,668	9,988,925	0.37
	アメリカ	シカゴ証券取引所	US 10YR ULTRA FUTURE JUN 25	売建	2	34,215,235	34,099,905	△1.25
	ユーロ	EUREX取引所	EURO-OAT FUTURE JUN 25	売建	2	39,748,246	39,826,297	△1.46
			EURO-BUXL 30Y BND JUN 25	売建	4	75,979,735	77,137,113	△2.83
	日本	大阪取引所	長期国債先物 2025年6月 限	売建	1	138,300,000	138,400,000	△5.08
金利先物 取引	アメリカ	シカゴ証券取引所	FED FUND 30DAY MAR 25	売建	1	59,607,178	59,607,178	△2.19

（注1） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

（注2） 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
国債証券	3,099,523,824	80.97
内 日本	480,303,281	12.55
内 中国	390,418,202	10.20
内 フランス	370,507,580	9.68
内 ドイツ	323,638,736	8.45
内 アメリカ	319,977,700	8.36
内 イタリア	289,959,860	7.58
内 スペイン	206,708,636	5.40
内 イギリス	192,520,113	5.03
内 韓国	94,118,623	2.46
内 カナダ	63,999,179	1.67
内 オランダ	58,795,479	1.54
内 ベルギー	47,209,877	1.23
内 オーストリア	43,616,959	1.14
内 アイルランド	42,075,661	1.10
内 マレーシア	25,713,855	0.67
内 ポーランド	25,269,880	0.66
内 メキシコ	24,681,483	0.64
内 シンガポール	21,527,641	0.56
内 ポルトガル	17,341,391	0.45
内 スウェーデン	14,284,374	0.37
内 フィンランド	14,158,812	0.37
内 オーストラリア	13,095,967	0.34
内 デンマーク	11,909,757	0.31
内 ノルウェー	7,690,778	0.20
特殊債券	320,674,059	8.38
内 アメリカ	302,535,030	7.90
内 オーストラリア	18,139,029	0.47
社債券	283,404,516	7.40
内 アメリカ	283,404,516	7.40
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	124,193,973	3.24
純資産総額	3,827,796,372	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2030/02/25	フランス	2030/2/25	2.75	国債証券	146,520,320	99.34	145,567,937	100.11	146,685,447	3.83
2	3 6 4 1 0年国債	日本	2031/9/20	0.1	国債証券	144,300,000	93.30	134,633,342	93.39	134,767,542	3.52
3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2027/01/31	アメリカ	2027/1/31	4.125	国債証券	109,149,600	100.14	109,311,609	100.30	109,482,156	2.86
4	KOREA TREASURY BOND 2.875% 2026/09/10	韓国	2026/9/10	—	国債証券	93,733,839	100.34	94,056,394	100.41	94,118,623	2.46
5	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 2% 2026/12/10	ドイツ	2026/12/10	2	国債証券	87,523,200	99.68	87,248,202	99.94	87,476,987	2.29
6	UMBS 30YR TBA(REG A) 6% 2025/04/14	アメリカ	2025/4/15	6	特殊債券	84,179,760	101.26	85,242,461	101.44	85,392,881	2.23
7	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.65% 2035/08/01	イタリア	2035/8/1	3.65	国債証券	81,202,080	97.34	79,050,224	98.62	80,083,277	2.09
8	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3% 2029/08/01	イタリア	2029/8/1	3	国債証券	53,324,320	100.39	53,535,643	101.12	53,922,137	1.41
9	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.2% 2034/02/15	ドイツ	2034/2/15	2.2	国債証券	55,431,360	95.16	52,751,808	96.37	53,423,081	1.40
10	SPAIN GOVERNMENT BOND 3.15% 2035/04/30	スペイン	2035/4/30	3.15	国債証券	48,624,000	97.03	47,180,547	98.23	47,763,403	1.25
11	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3.2% 2035/05/25	フランス	2035/5/25	3.2	国債証券	48,624,000	96.85	47,096,428	98.03	47,670,692	1.25
12	UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/01/22	イギリス	2044/1/22	3.25	国債証券	62,216,220	77.02	47,923,659	76.58	47,650,406	1.24
13	CHINA GOVERNMENT BOND 2.68% 2030/05/21	中国	2030/5/21	2.68	国債証券	45,268,080	104.90	47,489,131	104.86	47,471,322	1.24
14	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2029/07/31	アメリカ	2029/7/31	4	国債証券	46,351,200	99.65	46,189,897	100.15	46,421,810	1.21
15	CHINA GOVERNMENT BOND 2.75% 2032/02/17	中国	2032/2/17	2.75	国債証券	41,152,800	106.21	43,709,108	106.31	43,752,002	1.14
16	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2029/11/25	フランス	2029/11/25	—	国債証券	46,679,040	87.69	40,937,518	88.47	41,301,147	1.08
17	3 7 3 1 0年国債	日本	2033/12/20	0.6	国債証券	43,950,000	93.57	41,126,211	93.78	41,217,189	1.08
18	SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/04/30	スペイン	2028/4/30	1.4	国債証券	41,654,560	96.79	40,321,030	97.28	40,524,888	1.06
19	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2029/08/15	ドイツ	2029/8/15	—	国債証券	43,923,680	90.16	39,604,839	90.87	39,916,961	1.04
20	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.5% 2027/08/31	アメリカ	2027/8/31	0.5	国債証券	39,174,240	91.83	35,976,026	92.18	36,113,752	0.94
21	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 1.8% 2053/08/15	ドイツ	2053/8/15	1.8	国債証券	46,841,120	74.40	34,852,135	76.05	35,627,355	0.93
22	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	フランス	2041/4/25	4.5	国債証券	31,443,520	107.42	33,777,948	108.85	34,228,534	0.89
23	1 7 9 2 0年国債	日本	2041/12/20	0.5	国債証券	43,150,000	77.56	33,471,022	78.07	33,688,931	0.88
24	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2031/08/15	ドイツ	2031/8/15	—	国債証券	38,250,880	84.98	32,507,469	85.87	32,849,855	0.86
25	CHINA GOVERNMENT BOND 2.6% 2032/09/01	中国	2032/9/1	2.6	国債証券	30,864,600	105.33	32,510,883	105.30	32,502,025	0.85
26	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2028/05/31	アメリカ	2028/5/31	3.625	国債証券	30,801,120	98.76	30,419,713	99.10	30,525,592	0.80
27	NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.5% 2026/07/15	オランダ	2026/7/15	0.5	国債証券	30,471,040	97.82	29,807,685	98.05	29,877,127	0.78
28	CHINA GOVERNMENT BOND 2.39% 2026/11/15	中国	2026/11/15	2.39	国債証券	28,806,960	101.29	29,180,327	101.28	29,176,368	0.76
29	UNITED KINGDOM GILT 1% 2032/01/31	イギリス	2032/1/31	1	国債証券	34,693,780	80.32	27,867,050	80.20	27,827,152	0.73
30	CHINA GOVERNMENT BOND 2.48% 2027/04/15	中国	2027/4/15	2.48	国債証券	26,749,320	101.73	27,212,636	101.83	27,241,269	0.71

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	80.97
特殊債券	8.38
社債券	7.40
合計	96.76

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産名	買建／ 売建	数量	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資 比率 (%)
債券先物 取引	アメリカ	シカゴ証券取引所	US 2YR NOTE (CBT) JUN 25	買建	15	464,483,341	464,662,608	12.14
			US 10YR ULTRA FUTURE JUN 25	買建	12	203,758,380	204,599,430	5.35
			US ULTRA BOND(CBT) FUTURE JUN 25	買建	11	201,000,942	200,347,455	5.23
			US 5YR NOTE (CBT) JUN 25	買建	9	145,193,881	145,585,755	3.80
			US LONG BOND FUTURE JUN 25	買建	5	87,282,300	87,539,287	2.29
	ユーロ	EUREX取引所	EURO-BTP FUTURE JUN 25	買建	2	38,153,884	38,140,665	1.00
			SHORT EURO-BTP FU JUN 25	買建	1	17,358,768	17,428,462	0.46
	カナダ	モントリオール取引所	CAD 10YR BOND FUTURE JUN 25	売建	2	25,856,157	25,927,231	△0.68
	ユーロ	EUREX取引所	EURO-SCHATZ FUTURE JUN 25	売建	3	51,913,034	52,017,955	△1.36
			EURO-BOBL FUTURE JUN 25	売建	3	57,298,142	57,288,796	△1.50
			EURO-OAT FUTURE JUN 25	売建	3	59,623,988	59,739,446	△1.56
			EURO-BUXL 30Y BND JUN 25	売建	4	75,979,735	77,137,113	△2.02
			EURO-BUND FUTURE JUN 25	売建	6	125,266,550	125,294,323	△3.27
	アメリカ	シカゴ証券取引所	US 10YR NOTE FUTURE JUN 25	売建	7	116,021,364	116,389,638	△3.04
	日本	大阪取引所	長期国債先物 2025年6月限	売建	1	138,300,000	138,400,000	△3.62
金利先物 取引	アメリカ	シカゴ証券取引所	FED FUND 30DAY MAR 25	売建	2	119,214,356	119,214,356	△3.11

（注1） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

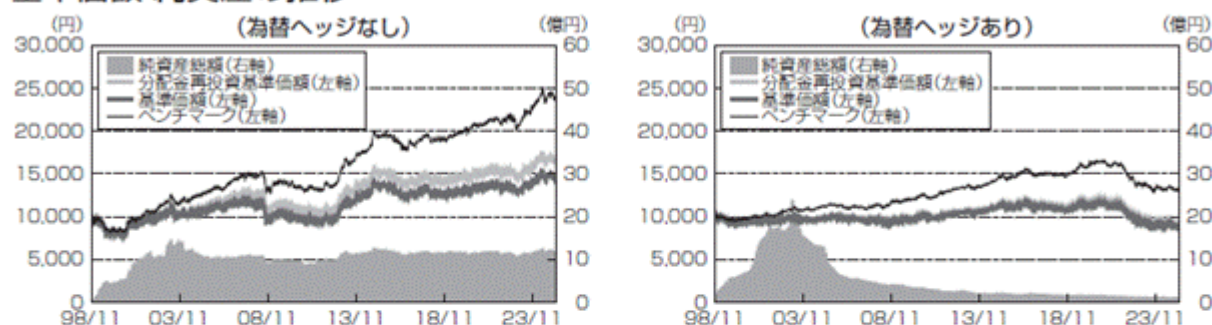
（注2） 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(参考情報)

運用実績

2025年3月末現在

基準価額・純資産の推移



※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

※ ベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。

分配の推移

	第48期 2023年3月	第49期 2023年9月	第50期 2024年3月	第51期 2024年9月	第52期 2025年3月	設定来累計
(為替ヘッジなし)	15円	15円	15円	15円	15円	1,455円
(為替ヘッジあり)	0円	0円	0円	0円	0円	435円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

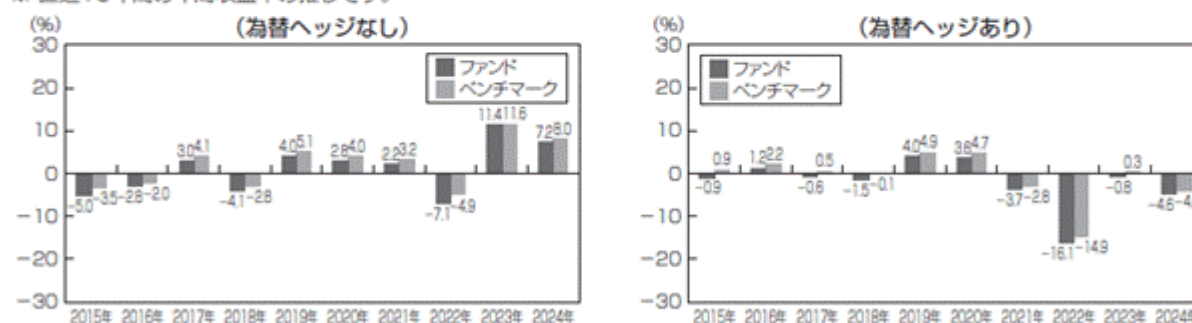
(為替ヘッジなし)					(為替ヘッジあり)				
	銘柄名	種別	国名	比率		銘柄名	種別	国名	比率
1	364 10年国債	国債	日本	3.9	1	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2030/02/25	国債	フランス	3.8
2	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2030/02/25	国債	フランス	3.0	2	364 10年国債	国債	日本	3.5
3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2027/01/31	国債	アメリカ	3.0	3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2027/01/31	国債	アメリカ	2.9
4	KOREA TREASURY BOND 2.875% 2026/09/10	国債	韓国	2.4	4	KOREA TREASURY BOND 2.875% 2026/09/10	国債	韓国	2.5
5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2029/07/31	国債	アメリカ	2.3	5	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 2% 2026/12/10	国債	ドイツ	2.3
6	UMBS 30YR TBA(REG A) 6% 2025/04/14	特殊債	アメリカ	2.2	6	UMBS 30YR TBA(REG A) 6% 2025/04/14	特殊債	アメリカ	2.2
7	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2029/02/25	国債	フランス	2.1	7	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.65% 2035/08/01	国債	イタリア	2.1
8	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.65% 2035/08/01	国債	イタリア	2.1	8	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3% 2029/08/01	国債	イタリア	1.4
9	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.375% 2034/05/15	国債	アメリカ	2.0	9	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.2% 2034/02/15	国債	ドイツ	1.4
10	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2027/02/28	国債	アメリカ	1.9	10	SPAIN GOVERNMENT BOND 3.15% 2035/04/30	国債	スペイン	1.2

※ 当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

年間収益率の推移

※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。

※ 直近10年間の年間収益率の推移です。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る〈一般コース〉と分配金が税引き後無手数料で再投資される〈累積投資コース〉の2つの申込方法があります。

〈累積投資コース〉を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約^{*}を締結します。

※ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

各ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社でお受けいたします。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

原則として、購入の受付は、午後3時30分までに、申込が行われ、かつ当該購入の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の購入受付分とします。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

※ 確定拠出年金制度において購入する場合には前記と異なる取扱いをしている場合があります。詳細は販売会社にご確認ください。

販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) 購入不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません（スイッチングを含みます。）。販売会社にご確認のうえ、お申込みください。

(5) 購入単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る＜一般コース＞と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される＜累積投資コース＞の2つの申込コースがあります。

受取方法は途中で変更することはできません。

申込コース		購入単位
一般コース		1万口以上1万口単位
累積投資コース		1万円以上1円単位または10万円以上1円単位 なお、確定拠出年金制度によるお申込、収益分配金再投資によるお申込は1円単位
スイッチング	一般コース	① 1口以上1口単位 ② 1万口以上1万口単位
	累積投資コース	① 1円以上1円単位 ② 1万円以上1円単位

※ 販売会社が定時定額購入サービス等（当該サービスの名称は販売会社によって異なることがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を取扱う場合、当該販売会社が別に定める購入単位となる場合があります。

なお、販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。また、取扱いを行うコースおよびスイッチングの取扱いは、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、上記金額には購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

① 購入時手数料は、購入受付日の翌営業日の基準価額に1.65%（税抜1.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および消費税等相当額が含まれています。

② 以下の場合には、無手数料とします。

a. スwitchングによる購入の場合

b. ＜累積投資コース＞を選択した投資者が、分配金を再投資する場合

c. 確定拠出年金制度において購入する場合

(8) 購入代金のお支払い

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことができます（スイッチングを含みます。）。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金の申込をすることができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(2) 受付時間

原則として、換金の受付については、午後3時30分までに、換金の申込が行われかつ当該換金の受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

※ 販売会社は、確定拠出年金制度に基づく投資者が換金を行う場合の受付時間については前記と異なる取扱いをしている場合があります。詳細は販売会社にご確認ください。

(3) 換金不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金は受け付けません（スイッチングを含みます。）。販売会社にご確認のうえ、お申込みください。

(4) 換金単位

申込コース	換金単位
一般コース	1万口単位または1口単位
累積投資コース	1口単位または1円単位

なお、販売会社によって上記と異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。ただし、確定拠出年金制度に基づく投資者が換金を行った場合を除きます。

換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(6) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の受付には制限があります。

(7) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

(8) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することおよび既に受付けた換金の受付を取り消すことができます。換金の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金を受け付けたものとします（スイッチングを含みます。）。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記へ問い合わせることにより知ることができます。また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。

ファンド名は「ワ債へ無」、「ワ債へ有」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：原則として計算日の基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

外国債券：原則として、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

国内債券：原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

(4)【計算期間】

計算期間は毎年3月17日から9月16日および9月17日から翌年3月16日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

① ファンドの償還条件等

a. 委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、換金により、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

c. a. およびb. の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- d. c. の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. d. の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、
- a. およびb. のファンドの償還を行いません。
- f. 委託会社は、このファンドの償還を行わないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. d. ～f. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、
- d. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこのファンドを償還させます。
- j. i. にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

② 信託約款の変更

- a. 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. b. の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. c. の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託約款の変更を行いません。

e. 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはa. ～e. の規定にしたがいます。

③ 運用報告書等の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

④ 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑤ 関係法人との契約の更改等に関する手続

a. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

b. 「信託財産の運用指図権限委託契約」の契約期間は1年とし、委託会社または投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

⑥ 公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、原則として、当ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日以内に毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

上記にかかわらず、累積投資コースの場合、「累積投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する投資者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

投資者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、投資者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」及び「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」及び「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第52期計算期間（2024年9月18日から2025年3月17日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

- (3) 「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」及び「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」は、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」及び「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

1 【財務諸表】

【ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第51期 (2024年9月17日現在)	第52期 (2025年3月17日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,171,670,544	1,190,417,190
未収入金	40,407	1,311,618
流動資産合計	1,171,710,951	1,191,728,808
資産合計	1,171,710,951	1,191,728,808
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,222,481	1,226,428
未払解約金	40,407	1,311,618
未払受託者報酬	334,877	329,113
未払委託者報酬	5,358,660	5,266,418
流動負債合計	6,956,425	8,133,577
負債合計	6,956,425	8,133,577
純資産の部		
元本等		
元本	814,987,832	817,619,089
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	349,766,694	365,976,142
（分配準備積立金）	178,164,016	181,605,978
元本等合計	1,164,754,526	1,183,595,231
純資産合計	1,164,754,526	1,183,595,231
負債純資産合計	1,171,710,951	1,191,728,808

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第51期 (自 2024年3月19日 至 2024年9月17日)	第52期 (自 2024年9月18日 至 2025年3月17日)
営業収益		
有価証券売買等損益	△967,509	21,908,349
営業収益合計	△967,509	21,908,349
営業費用		
受託者報酬	334,877	329,113
委託者報酬	5,358,660	5,266,418
営業費用合計	5,693,537	5,595,531
営業利益又は営業損失（△）	△6,661,046	16,312,818
経常利益又は経常損失（△）	△6,661,046	16,312,818
当期純利益又は当期純損失（△）	△6,661,046	16,312,818
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,178,557	1,591,098
期首剰余金又は期首欠損金（△）	365,560,928	349,766,694
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,439,787	16,506,677
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,439,787	16,506,677
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,171,937	13,792,521
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	26,171,937	13,792,521
分配金	1,222,481	1,226,428
期末剰余金又は期末欠損金（△）	349,766,694	365,976,142

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

計算期間末日の取扱い

当計算期間は前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日であったため、2024年9月18日から2025年3月17日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第51期 (2024年9月17日現在)	第52期 (2025年3月17日現在)
1 当該計算期間の末日における 受益権総数	814,987,832口	817,619,089口
2 1口当たり純資産額	1.4292円	1.4476円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第51期 (自 2024年3月19日 至 2024年9月17日)	第52期 (自 2024年9月18日 至 2025年3月17日)
1 資産運用の権限を再委託する 場合の当該委託費用	1,217,827円	1,196,869円
2 分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の 配当等収益（12,347,557円）、費用 控除及び繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益（0円）、収益調整金 （有価証券売買等損益相当額）（0 円）、収益調整金（その他収益調整 金）（342,441,962円）、分配準備 積立金（167,038,940円）により、 分配対象収益は521,828,459円とな り、委託会社が基準価額水準・市況 動向等を勘案し、1,222,481円（1万 口当たり15円）を分配に充てる事と 決定いたしました。	当計算期末における、費用控除後の 配当等収益（11,523,064円）、費用 控除及び繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益（0円）、収益調整金 （有価証券売買等損益相当額）（0 円）、収益調整金（その他収益調整 金）（351,079,054円）、分配準備 積立金（171,309,342円）により、 分配対象収益は533,911,460円とな り、委託会社が基準価額水準・市況 動向等を勘案し、1,226,428円（1万 口当たり15円）を分配に充てる事と 決定いたしました。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

（1）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（2）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（3）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

第51期 (2024年9月17日現在)	第52期 (2025年3月17日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第2条第5項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 期中元本変動額

項目	第51期 (2024年 9 月17日現在)	第52期 (2025年 3 月17日現在)
期首元本額	832,160,540円	814,987,832円
期中追加設定元本額	42,271,063円	34,690,788円
期中一部解約元本額	59,443,771円	32,059,531円

2 有価証券関係

第51期（2024年 9 月17日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△3,318,547
合計	△3,318,547

第52期（2025年 3 月17日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	20,207,519
合計	20,207,519

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ワールド・ボンド・マザーファンド （為替ヘッジなし）	527,877,784	1,190,417,190	
親投資信託受益証券	合計		1,190,417,190	
合計			1,190,417,190	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年3月17日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」の状況

（１）貸借対照表

項目	(2025年3月17日現在)
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	74,691,239
金銭信託	9,459,667
国債証券	2,243,275,204
特殊債券	234,689,536
社債券	197,434,270
派生商品評価勘定	79,906,435
未収入金	76,818,758
未収利息	14,348,782
前払費用	4,413,082
差入委託証拠金	19,798,649
流動資産合計	2,954,835,622
資産合計	2,954,835,622
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	86,927,649
前受金	80,000
未払金	161,089,684
未払解約金	1,311,618
その他未払費用	110,000
流動負債合計	249,518,951
負債合計	249,518,951
純資産の部	
元本等	
元本	1,199,655,814
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,505,660,857
元本等合計	2,705,316,671
純資産合計	2,705,316,671
負債純資産合計	2,954,835,622

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月16日から翌年3月15日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

（１）金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

（２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

（３）時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

（１）金利先物取引及び債券先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

（２）直物為替先渡取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

（３）為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４ その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(2025年3月17日現在)
１ 当該計算日における受益権総数	1,199,655,814口
２ １口当たり純資産額	2.2551円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、金利関連では金利先物取引、通貨関連では直物為替先渡取引及び為替予約取引であります。債券先物取引及び金利先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。直物為替先渡取引及び為替予約取引は外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする直物為替先渡取引及び為替予約は行わない方針であります。債券先物取引に係る主要リスクは、債券相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。金利先物取引に係る主要なリスクは、金利相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。直物為替先渡取引及び為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

（1）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（2）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（3）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

(2025年3月17日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は
ありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって
おります。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、
当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計
算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第2条第5項に
従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2025年3月17日現在)	
同計算期間の期首元本額	1,244,222,182円
同計算期間中の追加設定元本額	22,344,928円
同計算期間中の一部解約元本額	66,911,296円
同計算期間末日の元本額※	1,199,655,814円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）	527,877,784円
JDFワールド・ボンド・ファンド(為替ヘッジなし)	671,778,030円
合計	1,199,655,814円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2025年3月17日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△40,667,548
特殊債券	6,236,778
社債券	1,139,168
合計	△33,291,602

（注）「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

債券関連

区分	種類	(2025年3月17日現在)			
		契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超 （円）		
市場取引	債券先物取引 売建				
	ユーロ	389,735,491	—	386,473,521	3,261,970
	日本円	138,220,000	—	138,300,000	△80,000
	買建				
	アメリカドル	868,465,839	—	867,240,683	△1,225,156
	オーストラリアドル	20,589,787	—	20,604,668	14,881
	ユーロ	95,608,996	—	95,727,176	118,180
	合計	1,512,620,113	—	1,508,346,048	2,089,875

(注1) 時価の算定方法

債券先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段または最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

金利関連

区分	種類	(2025年3月17日現在)			
		契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超 （円）		
市場取引	金利先物取引 売建				
	アメリカドル	59,376,407	—	59,336,092	40,315
	合計	59,376,407	—	59,336,092	40,315

(注1) 時価の算定方法

金利先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段または最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

区分	種類	(2025年3月17日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	2,141,456,213	—	2,089,513,541	51,942,672
	イギリスポンド	328,494,552	—	329,043,186	△548,634
	オフショア人民元	202,502,665	—	201,644,727	857,938
	カナダドル	33,309,980	—	33,100,608	209,372
	シンガポールドル	5,585,190	—	5,575,420	9,770
	スイスフラン	34,431,993	—	34,106,709	325,284
	スウェーデンクローナ	3,800,768	—	3,995,408	△194,640
	デンマーククローネ	1,886,082	—	1,951,029	△64,947
	ニュージーランドドル	1,872,283	—	1,868,176	4,107
	ノルウェークローネ	4,387,062	—	4,610,958	△223,896
	ポーランドズロチ	75,014	—	77,138	△2,124
	メキシコペソ	8,413,158	—	8,579,044	△165,886
	ユーロ	1,335,030,086	—	1,351,093,427	△16,063,341
	買建				
	アメリカドル	2,384,105,256	—	2,330,065,948	△54,039,308
	イギリスポンド	317,597,051	—	317,517,420	△79,631
	オーストラリアドル	18,658,435	—	18,795,224	136,789
	オフショア人民元	194,855,258	—	194,446,802	△408,456
	カナダドル	43,174,938	—	42,889,498	△285,440
	スイスフラン	34,610,806	—	34,101,846	△508,960
	ニュージーランドドル	5,882,962	—	5,982,718	99,756
	メキシコペソ	3,452,264	—	3,512,028	59,764
	ユーロ	1,276,239,620	—	1,286,048,217	9,808,597
	合計	8,379,821,636	—	8,298,519,072	△9,131,214

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

区分	種類	(2025年3月17日現在)			
		契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超 （円）		
市場取引 以外の取引	直物為替先渡取引				
	売建				
	マレーシアリングット	843,477	—	841,094	2,383
	韓国ウォン	134,079,675	—	134,178,152	△98,477
	買建				
	韓国ウォン	66,876,910	—	66,952,814	75,904
	合計	201,800,062	—	201,972,060	△20,190

（注1） 時価の算定方法

直物為替先渡取引

金融商品取引業者が計算期間末日の対顧客相場の仲値を基準として計算し、提供する価額により評価しております。

（注2） 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	4 4 7 2年国債	24,850,000	24,846,769	
		4 6 5 2年国債	9,050,000	9,002,397	
		4 6 8 2年国債	24,850,000	24,768,740	
		1 4 6 5年国債	24,450,000	24,366,625	
		1 6 3 5年国債	16,500,000	16,183,530	
		2 4 0年国債	100,000	96,221	
		3 6 4 10年国債	113,850,000	106,223,187	
		3 7 0 10年国債	8,750,000	8,221,500	
		3 7 2 10年国債	16,650,000	15,914,569	
		3 7 3 10年国債	55,100,000	51,559,824	
		3 7 7 10年国債	6,000,000	5,844,240	
		2 7 30年国債	8,450,000	9,142,562	
		3 2 30年国債	4,550,000	4,745,877	
		3 7 30年国債	27,200,000	26,284,720	
		5 4 30年国債	47,750,000	35,177,425	
		5 6 30年国債	2,500,000	1,822,200	
		5 9 30年国債	6,850,000	4,796,781	
		6 1 30年国債	5,000,000	3,467,249	
		6 3 30年国債	5,900,000	3,727,915	
		6 5 30年国債	6,450,000	4,024,606	
		8 0 30年国債	11,800,000	10,072,952	
		1 5 8 20年国債	9,250,000	8,118,910	
		1 6 0 20年国債	18,300,000	16,280,595	
		1 6 1 20年国債	8,200,000	7,168,604	
		1 6 3 20年国債	8,000,000	6,921,280	
		1 6 5 20年国債	8,800,000	7,428,432	
		1 7 7 20年国債	11,050,000	8,525,296	
	日本円 小計		490,200,000	444,733,006	
	アメリカドル	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.5% 2030/02/15	89,000.000	78,754.550	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.625% 2031/05/15	8,000.000	6,901.870	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2032/05/15	90,000.000	82,539.840	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2033/05/15	299,000.000	280,744.620	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2029/07/31	422,000.000	420,532.880	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2027/10/31	35,000.000	35,090.230	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2032/11/15	30,000.000	29,797.260	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2027/01/31	540,000.000	540,801.520	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2027/02/28	450,000.000	450,861.300	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2030/01/31	60,000.000	60,389.050	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2034/11/15	50,000.000	49,734.370	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.375% 2034/05/15	388,000.000	390,000.560	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.375% 2029/12/31	50,000.000	50,589.840	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2055/02/15	10,000.000	10,004.680	
	アメリカドル 小計		2,521,000.000	2,486,742.570 (370,126,764)	
	イギリスポンド	UNITED KINGDOM GILT 0.125% 2026/01/30	12,000.000	11,651.230	
		UNITED KINGDOM GILT 0.375% 2026/10/22	60,000.000	56,708.400	
		UNITED KINGDOM GILT 0.5% 2061/10/22	40,000.000	10,989.760	
		UNITED KINGDOM GILT 0.875% 2033/07/31	102,000.000	76,451.240	
		UNITED KINGDOM GILT 1.625% 2028/10/22	146,000.000	134,452.130	
		UNITED KINGDOM GILT 1.625% 2054/10/22	3,480.000	1,620.310	
		UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2033/01/31	76,000.000	69,787.300	
		UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/01/22	166,000.000	127,865.810	
		UNITED KINGDOM GILT 3.5% 2045/01/22	8,000.000	6,341.900	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2034/07/31	10,000.000	9,720.130	
		UNITED KINGDOM GILT 4.375% 2040/01/31	119,000.000	111,467.650	
		UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2035/03/07	10,000.000	9,860.890	
		UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7	79,000.000	73,478.760	
	イギリスポンド 小計		831,480.000	700,395.510 (134,812,128)	
	オフショア 人民元	CHINA GOVERNMENT BOND 2.12% 2031/06/25	500,000.000	510,164.650	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.28% 2031/03/25	300,000.000	308,601.120	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.3% 2026/05/15	1,400,000.000	1,411,384.940	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.37% 2027/01/20	1,200,000.000	1,216,790.760	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.39% 2026/11/15	200,000.000	202,592.200	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.48% 2027/04/15	400,000.000	406,928.280	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.6% 2032/09/01	1,000,000.000	1,053,338.900	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.62% 2029/09/25	400,000.000	416,378.560	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.64% 2028/01/15	200,000.000	205,604.340	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.68% 2030/05/21	1,100,000.000	1,153,970.840	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.69% 2032/08/15	500,000.000	530,201.100	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.75% 2029/06/15	900,000.000	939,508.830	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.76% 2032/05/15	800,000.000	851,882.630	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.79% 2029/12/15	900,000.000	944,883.900	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.8% 2030/03/25	300,000.000	315,464.040	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.9% 2026/05/05	300,000.000	305,172.720	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.91% 2028/10/14	300,000.000	313,069.140	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.01% 2028/05/13	500,000.000	521,227.250	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.32% 2052/04/15	280,000.000	347,208.620	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.53% 2051/10/18	500,000.000	639,028.290	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.72% 2051/04/12	200,000.000	261,822.360	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.81% 2050/09/14	200,000.000	266,375.760	
	オフショア人民元 小計		12,380,000.000	13,121,599.230 (270,084,501)	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.25% 2030/06/01	96,000.000	89,016.960	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2% 2051/12/01	64,000.000	49,171.840	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2027/09/01	100,000.000	100,411.000	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2055/12/01	20,000.000	17,863.200	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 4% 2026/05/01	70,000.000	71,068.900	
	カナダドル 小計		350,000.000	327,531.900 (33,919,204)	
	シンガポール ドル	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.125% 2026/06/01	90,000.000	89,620.410	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.75% 2046/03/01	40,000.000	40,063.200	
	シンガポールドル 小計		130,000.000	129,683.610 (14,477,878)	
	スウェーデン クローナ	SWEDEN GOVERNMENT BOND 0.75% 2028/05/12	570,000.000	543,153.000	
	スウェーデンクローナ 小計		570,000.000	543,153.000 (7,984,349)	
	デンマーク クローネ	DENMARK GOVERNMENT BOND 4.5% 2039/11/15	270,000.000	323,115.750	
	デンマーククローネ 小計		270,000.000	323,115.750 (7,011,612)	
	ノルウェー クローネ	NORWAY GOVERNMENT BOND 1.5% 2026/02/19	630,000.000	615,009.780	
	ノルウェークローネ 小計		630,000.000	615,009.780 (8,610,137)	
	ポーランド ズロチ	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 0.75% 2025/04/25	20,000.000	19,904.140	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 1.25% 2030/10/25	100,000.000	79,740.800	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 2027/07/25	250,000.000	235,220.270	
	ポーランドズロチ 小計		370,000.000	334,865.210 (12,953,725)	
	マレーシア リングgit	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.519% 2028/04/20	250,000.000	250,225.000	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.054% 2039/04/18	80,000.000	80,976.800	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.18% 2044/05/16	90,000.000	91,545.290	
	マレーシアリングgit 小計		420,000.000	422,747.090 (14,163,676)	
	メキシコペソ	MEXICAN BONOS 7.5% 2027/06/03	2,100,000.000	2,046,177.000	
		MEXICAN BONOS 7.5% 2033/05/26	1,000,000.000	890,460.000	
		MEXICANBONOS 8.5% 2038/11/18	400,000.000	363,600.000	
	メキシコペソ 小計		3,500,000.000	3,300,237.000 (24,675,542)	
	ユーロ	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.75% 2026/10/20	62,000.000	60,532.330	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 1% 2026/06/22	38,000.000	37,417.910	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.15% 2066/06/22	39,000.000	24,671.240	
		BUNDESOBLIGATION 2.4% 2030/04/18	40,000.000	39,786.760	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.25% 2048/08/15	198,751.000	136,230.790	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.5% 2046/08/15	54,000.000	48,393.610	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.25% 2039/7/4	2,000.000	2,262.040	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2050/08/15	30,000.000	13,683.180	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 1.8% 2053/08/15	180,000.000	133,929.000	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 1.8% 2053/08/15	1,000.000	742.880	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.5% 2054/08/15	50,000.000	43,369.300	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.5% 2035/02/15	60,000.000	58,061.460	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.125% 2052/04/15	10,000.000	4,137.870	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2028/09/15	48,000.000	44,791.870	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 2.625% 2042/07/04	20,000.000	17,702.430	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.25% 2036/05/25	45,000.000	35,245.440	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 3.25% 2045/05/25	120,000.000	108,147.400	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	22,000.000	23,633.320	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2026/02/25	134,000.000	131,277.120	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2053/05/25	30,000.000	13,481.880	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.5% 2050/05/25	132,000.000	79,371.330	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2029/02/25	350,000.000	350,359.450	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2030/02/25	500,000.000	496,750.000	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3.2% 2035/05/25	200,000.000	193,716.800	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3.5% 2033/11/25	20,000.000	20,131.680	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 4.75% 2035/04/25	14,000.000	15,412.370	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 1.1% 2029/05/15	55,000.000	51,807.690	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 1.7% 2037/05/15	31,000.000	26,000.780	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 2% 2045/02/18	7,000.000	5,539.770	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 3.15% 2055/10/18	110,000.000	101,583.240	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.6% 2031/08/01	48,000.000	40,453.960	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.25% 2026/12/01	164,000.000	161,204.780	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.7% 2051/09/01	30,000.000	17,328.600	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.05% 2027/08/01	154,000.000	152,658.660	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.25% 2036/09/01	135,000.000	113,413.500	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.45% 2033/09/01	37,000.000	33,737.630	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.7% 2047/03/01	55,000.000	41,603.210	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3% 2029/08/01	85,000.000	85,336.850	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.35% 2029/07/01	130,000.000	131,911.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.6% 2025/09/29	9,000.000	9,056.950	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.65% 2035/08/01	350,000.000	340,725.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.85% 2049/09/01	36,000.000	32,436.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.35% 2033/11/01	40,000.000	41,800.640	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.5% 2053/10/01	10,000.000	9,806.030	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2034/08/01	82,000.000	89,636.330	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2040/9/1	53,000.000	57,089.370	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.9% 2029/06/22	95,000.000	88,385.520	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.45% 2037/06/22	91,500.000	72,533.330	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 3% 2033/06/22	20,000.000	19,701.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2030/07/15	19,000.000	16,526.010	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.5% 2026/07/15	91,000.000	89,018.930	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.5% 2030/01/15	20,000.000	19,905.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.75% 2047/01/15	41,000.000	37,597.490	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 4% 2037/01/15	69,000.000	74,593.760	
		PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 2.875% 2034/10/20	30,000.000	28,957.720	
		PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 3.625% 2054/06/12	20,000.000	18,485.240	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2030/02/20	13,000.000	11,389.690	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.85% 2049/05/23	60,000.000	43,622.400	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.5% 2029/10/20	48,000.000	47,691.550	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.9% 2033/02/20	20,000.000	19,786.740	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/04/30	205,000.000	198,437.130	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/07/30	50,000.000	48,159.200	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.85% 2035/07/30	20,000.000	17,154.700	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.55% 2032/10/31	12,000.000	11,483.710	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.8% 2026/05/31	133,000.000	133,913.680	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.9% 2046/10/31	6,000.000	5,028.240	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.15% 2035/04/30	200,000.000	194,062.800	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2034/10/31	75,000.000	74,944.050	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2066/07/30	45,000.000	37,975.500	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.55% 2033/10/31	10,000.000	10,157.450	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 4.2% 2037/1/31	85,000.000	89,588.890	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 5.15% 2044/10/31	53,000.000	61,131.330	
	ユーロ 小計		5,552,251.000	5,146,600.510 (833,183,157)	
	韓国ウォン	KOREA TREASURY BOND 2.875% 2026/09/10	645,680,000.000	647,901,901.100	
	韓国ウォン 小計		645,680,000.000	647,901,901.100 (66,539,525)	
国債証券	合計			2,243,275,204 (1,798,542,198)	
特殊債券	アメリカドル	BANK 2019-BNK16 FR 2052/2/15	36,000.000	33,530.760	
		BANK 2019-BNK21 2.851% 2052/10/15	70,000.000	63,187.600	
		BANK 2019-BNK23 3.455% 2052/12/15	40,000.000	35,097.200	
		BANK 2021-BNK33 2.893% 2064/5/15	20,000.000	16,978.200	
		BARCLAYS COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2019-C3 4.096% 2052/5/15	31,000.000	28,679.030	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BENCHMARK 2018-B5 MORTGAGE TRUST 4.5697% 2051/7/15	20,080.000	18,811.740	
		CD 2017-CD3 MORTGAGE TRUST 3.631% 2050/2/10	63,000.000	59,930.010	
		CITIGROUP COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2.8687% 2056/8/10	100,000.000	91,053.000	
		CITIGROUP COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2018-C5 FR 2051/6/10	30,000.000	28,990.500	
		COMM 2015-CCRE24 MORTGAGE TRUST FR 2048/8/10	25,000.000	24,619.250	
		COMM 2015-CCRE27 MORTGAGE TRUST FR 2048/10/10	25,000.000	23,118.750	
		CSAIL 2015-C4 COMMERCIAL MORTGAGE TRUST FR 2048/11/15	37,000.000	35,650.980	
		CSAIL 2019-C15 COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 4.4757% 2052/3/15	10,000.000	9,326.700	
		CSAIL 2019-C16 COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.329% 2052/6/15	96,000.000	89,218.560	
		CSAIL 2019-C18 COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.5939% 2052/12/15	20,000.000	17,977.400	
		CSAIL 2019-C18 COMMERCIAL MORTGAGE TRUST FR 2052/12/15	34,000.000	30,265.100	
		DBJPM 17-C6 MORTGAGE TRUST FR 2050/6/10	21,000.000	19,239.780	
		GS MORTGAGE SECURITIES TRUST 2016-GS2 FR 2049/5/10	35,000.000	34,137.600	
		MORGAN STANLEY BOA MERRILL LYNCH TRUST 2015-C25 FR 48/10/15	20,000.000	19,386.600	
		MORGAN STANLEY CAPITAL I 2017-HR2 FR 2050/12/15	40,000.000	38,443.600	
		MORGAN STANLEY CAPITAL I TRUST 2018-L1 FR 2051/10/15	10,000.000	9,553.300	
		MORGAN STANLEY CAPITAL I TRUST 2020-L4 2.698% 2030/2/15	69,000.000	62,599.560	
		PARK AVENUE TRUST 2017-245P FR 2037/6/5	100,000.000	94,233.000	
		UBS COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2017-C7 FR 2050/12/15	30,000.000	27,968.700	
		UBS COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.3952% 2052/9/15	65,000.000	57,209.100	
		UMBS 30YR TBA(REG A) 6% 2025/04/14	394,000.000	398,973.930	
		WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2015-LC20 3.719% 2050/4/15	50,000.000	49,570.000	
		WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2017-C39 4.025% 2050/9/15	37,000.000	34,684.540	
		WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2019-C49 FR 2052/3/15	17,000.000	16,120.420	
		WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2019-C50 4.192% 2052/5/15	41,000.000	38,142.300	
		WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2020-C56 FR 2053/6/15	10,000.000	8,801.800	
		アメリカドル 小計		1,596,080.000	1,515,499.010 (225,566,873)
	オーストラリアドル	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP 4.75% 2035/09/20	100,000.000	96,823.000	
	オーストラリアドル 小計		100,000.000	96,823.000 (9,122,663)	
特殊債券	合計			234,689,536 (234,689,536)	
社債券	アメリカドル	ABBVIE INC 3.2% 2029/11/21	20,000.000	18,743.030	
		AMAZON.COM INC 2.7% 2060/06/03	24,000.000	13,823.870	
		AMERICAN TOWER CORP 2.3% 2031/09/15	19,000.000	15,991.420	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		AMGEN INC 3.375% 2050/02/21	15,000.000	10,513.870	
		AT&T INC 3.65% 2059/09/15	36,000.000	24,268.650	
		BANK OF AMERICA CORP FR 2027/04/23	67,000.000	66,135.370	
		BANK OF AMERICA CORP FR 2031/01/24	16,000.000	16,121.550	
		BROADCOM INC 4.15% 2030/11/15	10,000.000	9,618.600	
		BROADCOM INC 4.8% 2028/04/15	9,000.000	9,026.710	
		BROADCOM INC 4.8% 2034/10/15	9,000.000	8,731.450	
		BROADCOM INC 5.05% 2029/07/12	9,000.000	9,068.330	
		BXP TRUST 2017-GM FR 2039/6/13	30,000.000	28,261.200	
		CITIGROUP COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2016-C2 2.832% 2049/8/10	40,000.000	38,856.400	
		CITIGROUP INC FR 2030/09/19	34,000.000	33,342.330	
		COMM 2015-CCRE25 MORTGAGE TRUST FR 2048/8/10	18,000.000	17,487.360	
		CSAIL 2016-C5 COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.4887% 2048/11/15	5,845.290	5,802.850	
		EQUINIX INC 1.55% 2028/03/15	28,000.000	25,529.650	
		GILEAD SCIENCES INC 2.8% 2050/10/01	18,000.000	11,280.370	
		GLOBAL PAYMENTS INC 2.15% 2027/01/15	19,000.000	18,123.180	
		GLOBAL PAYMENTS INC 3.2% 2029/08/15	10,000.000	9,273.750	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC/THE FR 2056/01/28	76,000.000	75,739.320	
		GS MORTGAGE SECURITIES TRUST 2016-GS4 FR 2049/11/10	40,000.000	38,690.000	
		HCA INC 3.5% 2051/07/15	17,000.000	11,109.360	
		HOME DEPOT INC/THE 3.5% 2056/09/15	7,000.000	4,883.180	
		HONDA AUTO RECEIVABLES 2023-4 OWNER TRUST 5.67% 2028/6/21	23,000.000	23,266.570	
		HYUNDAI AUTO RECEIVABLES TRUST 2023-C 5.54% 2028/10/16	22,000.000	22,307.340	
		JPMORGAN CHASE & CO FR 2030/04/22	77,000.000	78,865.870	
		JPMORGAN CHASE & CO FR 2033/07/25	14,000.000	13,812.320	
		JPMORGAN CHASE & CO FR 2036/01/24	32,000.000	32,545.090	
		JPMORGAN CHASE & CO FR 2041/11/19	13,000.000	8,925.690	
		JPMORGAN CHASE & CO FR 2045/11/29	12,000.000	11,840.060	
		LAM RESEARCH CORP 3.125% 2060/06/15	14,000.000	8,655.790	
		LOWE'S COS INC 3.65% 2029/04/05	24,000.000	22,983.390	
		MORGAN STANLEY BOA MERRILL LYNCH TRUST 2016-C28 3.544% 2049/1/15	50,000.000	49,233.500	
		MORGAN STANLEY FR 2030/10/18	35,000.000	34,514.760	
		MORGAN STANLEY FR 2031/01/15	68,000.000	68,676.240	
		MORGAN STANLEY FR 2036/01/18	52,000.000	52,835.130	
		NEXTERA ENERGY CAPITAL HOLDINGS INC 4.85% 2028/02/04	53,000.000	53,278.330	
		NORFOLK SOUTHERN CORP 3.05% 2050/05/15	25,000.000	16,262.070	
		ORACLE CORP 2.875% 2031/03/25	40,000.000	35,565.420	
		ORACLE CORP 5.25% 2032/02/03	29,000.000	29,190.090	
		PECO ENERGY CO 5.25% 2054/09/15	10,000.000	9,400.950	
		RYDER SYSTEM INC 4.9% 2029/12/01	16,000.000	15,982.780	
		SLM PRIVATE CREDIT STUDENT LOAN TRUST 2004-A FR 2033/6/15	7,826.310	7,785.530	
		SLM PRIVATE CREDIT STUDENT LOAN TRUST 2005-B FR 2039/6/15	35,121.300	34,290.330	
		SLM PRIVATE CREDIT STUDENT LOAN TRUST 2006-A FR 2039/6/15	55,308.140	53,712.500	
		SLM PRIVATE CREDIT STUDENT LOAN TRUST 2006-B FR 2039/12/15	24,728.920	24,141.360	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		SMB PRIVATE EDUCATION LOAN TRUST 2018-B FR 2037/1/15	20,117.900	20,078.670	
		T-MOBILE USA INC 3.6% 2060/11/15	20,000.000	13,312.100	
		T-MOBILE USA INC 5.8% 2062/09/15	15,000.000	14,653.450	
		UBER TECHNOLOGIES INC 4.3% 2030/01/15	16,000.000	15,624.220	
		UNION PACIFIC CORP 2.973% 2062/09/16	15,000.000	8,752.600	
		VERIZON COMMUNICATIONS INC 3% 2060/11/20	16,000.000	9,399.780	
		WELLS FARGO & CO FR 2031/01/24	16,000.000	16,172.900	
	アメリカドル	小計	1,426,947.860	1,326,486.630 (197,434,270)	
社債券 合計				197,434,270 (197,434,270)	
合計				2,675,399,010 (2,230,666,004)	

(注) 1 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	国債証券 14銘柄	46.7%	35.6%
	特殊債券 31銘柄	28.4%	
	社債券 54銘柄	24.9%	
イギリスポンド	国債証券 13銘柄	100.0%	6.0%
オーストラリアドル	特殊債券 1銘柄	100.0%	0.4%
オフショア人民元	国債証券 22銘柄	100.0%	12.1%
カナダドル	国債証券 5銘柄	100.0%	1.5%
シンガポールドル	国債証券 2銘柄	100.0%	0.6%
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.4%
デンマーククローネ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.3%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.4%
ポーランドズロチ	国債証券 3銘柄	100.0%	0.6%
マレーシアリンギット	国債証券 3銘柄	100.0%	0.6%
メキシコペソ	国債証券 3銘柄	100.0%	1.1%
ユーロ	国債証券 72銘柄	100.0%	37.4%
韓国ウォン	国債証券 1銘柄	100.0%	3.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

【ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第51期 (2024年9月17日現在)	第52期 (2025年3月17日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	115,190,977	121,444,801
未収入金	50,396	299
流動資産合計	115,241,373	121,445,100
資産合計	115,241,373	121,445,100
負債の部		
流動負債		
未払解約金	50,396	299
未払受託者報酬	33,513	32,007
未払委託者報酬	536,889	512,679
流動負債合計	620,798	544,985
負債合計	620,798	544,985
純資産の部		
元本等		
元本	125,245,294	137,899,054
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△10,624,719	△16,998,939
（分配準備積立金）	7,925,405	7,751,708
元本等合計	114,620,575	120,900,115
純資産合計	114,620,575	120,900,115
負債純資産合計	115,241,373	121,445,100

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第51期 (自 2024年3月19日 至 2024年9月17日)	第52期 (自 2024年9月18日 至 2025年3月17日)
営業収益		
有価証券売買等損益	2,397,631	△4,361,961
営業収益合計	2,397,631	△4,361,961
営業費用		
受託者報酬	33,513	32,007
委託者報酬	536,889	512,679
営業費用合計	570,402	544,686
営業利益又は営業損失（△）	1,827,229	△4,906,647
経常利益又は経常損失（△）	1,827,229	△4,906,647
当期純利益又は当期純損失（△）	1,827,229	△4,906,647
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△9,818	△323,110
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△13,556,958	△10,624,719
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,776,781	1,638,478
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,776,781	1,638,478
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,681,589	3,429,161
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,681,589	3,429,161
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△10,624,719	△16,998,939

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

計算期間末日の取扱い

当計算期間は前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日であったため、2024年9月18日から2025年3月17日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第51期 (2024年9月17日現在)	第52期 (2025年3月17日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	125,245,294口	137,899,054口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 10,624,719円	元本の欠損 16,998,939円
3 1口当たり純資産額	0.9152円	0.8767円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第51期 (自 2024年3月19日 至 2024年9月17日)	第52期 (自 2024年9月18日 至 2025年3月17日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	121,970円	116,469円
2 分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(1,156,701円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(23,088,451円)、分配準備積立金(6,768,704円)により、分配対象収益は31,013,856円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(895,792円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(27,344,571円)、分配準備積立金(6,855,916円)により、分配対象収益は35,096,279円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

（1）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（2）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（3）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

第51期 (2024年9月17日現在)	第52期 (2025年3月17日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第2条第5項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 期中元本変動額

項目	第51期 (2024年9月17日現在)	第52期 (2025年3月17日現在)
期首元本額	136,856,519円	125,245,294円
期中追加設定元本額	16,286,897円	31,459,548円
期中一部解約元本額	27,898,122円	18,805,788円

2 有価証券関係

第51期（2024年9月17日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,337,323
合計	2,337,323

第52期（2025年3月17日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△4,072,568
合計	△4,072,568

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ワールド・ボンド・マザーファンド （為替ヘッジあり）	90,983,519	121,444,801	
親投資信託受益証券	合計		121,444,801	
合計			121,444,801	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年3月17日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」の状況

（１）貸借対照表

項目	(2025年3月17日現在)
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	72,391,614
金銭信託	95,125,053
国債証券	3,163,518,070
特殊債券	320,334,189
社債券	271,359,323
派生商品評価勘定	37,865,132
未収入金	154,510,491
未収利息	17,306,629
前払費用	8,179,275
差入委託証拠金	37,861,842
流動資産合計	4,178,451,618
資産合計	4,178,451,618
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	81,059,787
前受金	80,000
未払金	244,122,206
未払解約金	299
その他未払費用	110,000
流動負債合計	325,372,292
負債合計	325,372,292
純資産の部	
元本等	
元本	2,886,639,333
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	966,439,993
元本等合計	3,853,079,326
純資産合計	3,853,079,326
負債純資産合計	4,178,451,618

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月16日から翌年3月15日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

（１）金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

（２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

（３）時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

（１）金利先物取引及び債券先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

（２）直物為替先渡取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

（３）為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４ その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(2025年3月17日現在)
１ 当該計算日における受益権総数	2,886,639,333口
２ １口当たり純資産額	1.3348円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、金利関連では金利先物取引、通貨関連では直物為替先渡取引及び為替予約取引であります。債券先物取引及び金利先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。直物為替先渡取引及び為替予約取引は外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする直物為替先渡取引及び為替予約は行わない方針であります。債券先物取引に係る主要リスクは、債券相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。金利先物取引に係る主要なリスクは、金利相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。直物為替先渡取引及び為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

（1）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（2）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（3）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

（2025年3月17日現在）

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は
ありません。
- 2 時価の算定方法
 - （1）有価証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
 - （2）デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - （3）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって
おります。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、
当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計
算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第2条第5項に
従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2025年3月17日現在)	
同計算期間の期首元本額	2,968,778,718円
同計算期間中の追加設定元本額	51,269,131円
同計算期間中の一部解約元本額	133,408,516円
同計算期間末日の元本額※	2,886,639,333円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）	90,983,519円
JDFワールド・ボンド・ファンド（為替ヘッジあり）	2,795,655,814円
合計	2,886,639,333円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2025年3月17日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△51,043,186
特殊債券	7,642,787
社債券	1,157,878
合計	△42,242,521

（注）「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

債券関連

区分	種類	(2025年3月17日現在)			
		契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超 （円）		
市場取引	債券先物取引 売建				
	アメリカドル	181,231,563	—	181,145,255	86,308
	ユーロ	829,488,204	—	826,744,709	2,743,495
	カナダドル	25,558,608	—	25,618,673	△60,065
	日本円	138,220,000		138,300,000	△80,000
	買建				
	アメリカドル	1,632,134,795	—	1,628,449,143	△3,685,652
	ユーロ	131,752,826	—	131,872,356	119,530
合計		2,928,385,996	—	2,932,130,136	△876,384

（注1） 時価の算定方法

債券先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段または最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（注2） 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

金利関連

区分	種類	(2025年3月17日現在)			
		契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超 （円）		
市場取引	金利先物取引 売建				
	アメリカドル	118,737,306	—	118,672,183	65,123
	合計	118,737,306	—	118,672,183	65,123

（注1） 時価の算定方法

金利先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段または最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（注2） 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

区分	種類	(2025年3月17日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	1,781,518,077	—	1,765,527,493	15,990,584
	イギリスポンド	228,514,067	—	232,436,281	△3,922,214
	オーストラリアドル	35,439,932	—	35,739,000	△299,068
	オフショア人民元	423,063,569	—	421,284,267	1,779,302
	カナダドル	106,614,857	—	106,025,385	589,472
	シンガポールドル	23,457,945	—	23,416,764	41,181
	スイスフラン	1,670,268	—	1,682,490	△12,222
	スウェーデンクローナ	12,296,024	—	12,926,320	△630,296
	デンマーククローネ	11,947,177	—	12,356,517	△409,340
	ノルウェークローネ	7,576,953	—	7,964,382	△387,429
	ポーランドズロチ	27,144,251	—	27,908,673	△764,422
	メキシコペソ	38,355,630	—	39,054,750	△699,120
	ユーロ	1,812,759,837	—	1,873,462,482	△60,702,645
	買建				
	アメリカドル	793,403,771	—	788,332,652	△5,071,119
	イギリスポンド	37,640,786	—	38,419,220	778,434
	オフショア人民元	1,237,803	—	1,233,930	△3,873
	カナダドル	41,478,348	—	41,375,760	△102,588
	チェココルナ	24,934	—	25,836	902
	ポーランドズロチ	2,290,297	—	2,314,152	23,855
	ユーロ	439,877,021	—	451,183,455	11,306,434
	合計	5,826,311,547	—	5,882,669,809	△42,494,172

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

区分	種類	(2025年3月17日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引 以外の取引	直物為替先渡取引				
	売建				
	インドネシアルピア	4,623,684	—	4,657,680	△33,996
	マレーシアリングgit	19,062,586	—	19,008,767	53,819
	韓国ウォン	190,841,744	—	190,981,901	△140,157
	中国元	11,190,582	—	11,059,150	131,432
	買建				
	インドネシアルピア	2,318,980	—	2,345,187	26,207
	韓国ウォン	95,154,505	—	95,262,916	108,411
	中国元	5,585,868	—	5,550,930	△34,938
合計		328,777,949	—	328,866,531	110,778

(注1) 時価の算定方法

直物為替先渡取引

金融商品取引業者が計算期間末日の対顧客相場の仲値を基準として計算し、提供する価額により評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	4 6 2 2年国債	21,050,000	20,971,904	
		4 6 9 2年国債	30,750,000	30,695,880	
		1 4 6 5年国債	10,500,000	10,464,195	
		1 7 4 5年国債	4,100,000	4,032,965	
		3 5 3 10年国債	13,800,000	13,347,636	
		3 5 4 10年国債	6,250,000	6,024,062	
		3 6 4 10年国債	144,300,000	134,633,342	
		3 7 1 10年国債	6,000,000	5,568,240	
		3 7 3 10年国債	43,950,000	41,126,211	
		3 7 6 10年国債	19,500,000	18,533,970	
		3 2 30年国債	500,000	521,525	
		3 7 30年国債	4,800,000	4,638,480	
		4 4 30年国債	7,900,000	7,242,167	
		5 4 30年国債	29,800,000	21,953,660	
		5 5 30年国債	2,300,000	1,685,417	
		5 6 30年国債	3,000,000	2,186,640	
		5 7 30年国債	11,000,000	7,975,000	
		5 8 30年国債	1,150,000	829,909	
		5 9 30年国債	3,400,000	2,380,884	
		6 0 30年国債	3,400,000	2,491,214	
		6 3 30年国債	6,650,000	4,201,802	
		6 5 30年国債	2,800,000	1,747,115	
		8 0 30年国債	11,000,000	9,390,040	
		8 1 30年国債	18,400,000	14,929,943	
		8 5 30年国債	7,100,000	6,736,977	
		9 9 20年国債	15,700,000	16,226,735	
		1 3 0 20年国債	800,000	831,488	
		1 5 6 20年国債	15,950,000	13,988,628	
		1 5 7 20年国債	21,300,000	18,143,766	
		1 5 8 20年国債	13,500,000	11,849,220	
		1 5 9 20年国債	3,600,000	3,180,744	
		1 6 0 20年国債	7,800,000	6,939,270	
		1 6 3 20年国債	3,400,000	2,941,544	
		1 6 4 20年国債	1,800,000	1,528,434	
		1 6 5 20年国債	3,400,000	2,870,076	
		1 6 6 20年国債	7,700,000	6,645,947	
		1 6 7 20年国債	2,650,000	2,211,557	
		1 6 8 20年国債	10,300,000	8,418,602	
		1 6 9 20年国債	23,300,000	18,636,738	
		1 7 5 20年国債	15,900,000	12,640,818	
		1 7 9 20年国債	43,150,000	33,471,022	
	日本円 小計		603,650,000	534,833,767	
	アメリカドル	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.5% 2027/08/31	262,000.000	240,610.130	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.125% 2028/02/29	60,000.000	55,188.280	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.75% 2041/08/15	1,000.000	670.890	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2028/05/31	206,000.000	203,449.130	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2029/07/31	390,000.000	388,644.130	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2032/11/15	60,000.000	59,594.520	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2027/01/31	730,000.000	731,083.530	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2025/12/31	2,000.000	2,001.100	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2054/02/15	20,000.000	18,717.960	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2026/11/30	50,000.000	50,156.250	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2030/01/31	60,000.000	60,389.050	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2034/11/15	130,000.000	129,309.370	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.375% 2034/05/15	88,000.000	88,453.740	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.375% 2029/12/31	90,000.000	91,061.710	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2035/02/15	100,000.000	102,468.740	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2044/11/15	100,000.000	99,390.620	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2055/02/15	40,000.000	40,018.740	
	アメリカドル 小計		2,389,000.000	2,361,207.890 (351,442,182)	
	イギリスポンド	UNITED KINGDOM GILT 0.375% 2026/10/22	43,000.000	40,641.020	
		UNITED KINGDOM GILT 0.875% 2029/10/22	77,000.000	66,793.110	
		UNITED KINGDOM GILT 1% 2032/01/31	179,000.000	143,777.990	
		UNITED KINGDOM GILT 1.25% 2027/07/22	124,000.000	116,491.300	
		UNITED KINGDOM GILT 1.25% 2041/10/22	18,000.000	10,429.320	
		UNITED KINGDOM GILT 1.25% 2051/07/31	29,000.000	12,721.630	
		UNITED KINGDOM GILT 1.5% 2047/07/22	40,000.000	20,699.160	
		UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/01/22	321,000.000	247,258.590	
		UNITED KINGDOM GILT 3.5% 2045/01/22	85,000.000	67,382.730	
		UNITED KINGDOM GILT 3.75% 2053/10/22	43,000.000	33,382.960	
		UNITED KINGDOM GILT 4.125% 2029/07/22	50,000.000	49,788.250	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2036/3/7	1,000.000	959.100	
		UNITED KINGDOM GILT 4.375% 2030/03/07	20,000.000	20,072.580	
		UNITED KINGDOM GILT 4.375% 2040/01/31	21,000.000	19,670.760	
		UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2034/09/07	35,000.000	34,730.220	
		UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2035/03/07	112,000.000	110,441.960	
		UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7	1,000.000	930.110	
	イギリスポンド 小計		1,199,000.000	996,170.790 (191,742,954)	
	オーストラリアドル	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.5% 2030/05/21	100,000.000	93,361.000	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2041/05/21	50,000.000	38,745.500	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3% 2047/03/21	10,000.000	7,425.700	
	オーストラリアドル 小計		160,000.000	139,532.200 (13,146,724)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	オフショア 人民元	CHINA GOVERNMENT BOND 2.18% 2026/08/15	300,000.000	302,304.090	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.28% 2031/03/25	800,000.000	822,936.320	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.39% 2026/11/15	1,400,000.000	1,418,145.400	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.44% 2027/10/15	900,000.000	917,603.460	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.48% 2027/04/15	1,300,000.000	1,322,516.910	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.48% 2028/09/25	900,000.000	924,771.150	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.5% 2027/07/25	700,000.000	712,989.620	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.52% 2033/08/25	300,000.000	314,605.530	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.6% 2032/09/01	1,500,000.000	1,580,008.350	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.62% 2029/09/25	400,000.000	416,378.560	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.62% 2028/04/15	500,000.000	514,590.650	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.67% 2033/11/25	200,000.000	212,433.660	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.68% 2030/05/21	2,200,000.000	2,307,941.680	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.69% 2026/08/12	800,000.000	812,584.240	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.69% 2032/08/15	200,000.000	212,080.440	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.75% 2029/06/15	900,000.000	939,508.830	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.75% 2032/02/17	2,000,000.000	2,124,234.990	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.8% 2029/03/24	400,000.000	417,431.960	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.85% 2027/06/04	400,000.000	410,915.640	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.89% 2031/11/18	100,000.000	106,980.330	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.12% 2052/10/25	100,000.000	120,221.730	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.19% 2053/04/15	200,000.000	242,941.540	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.39% 2050/03/16	100,000.000	124,000.490	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.53% 2051/10/18	500,000.000	639,028.300	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.72% 2051/04/12	600,000.000	785,467.080	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.81% 2050/09/14	200,000.000	266,375.760	
	オフショア人民元 小計		17,900,000.000	18,968,996.710 (390,442,653)	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.25% 2030/06/01	98,000.000	90,871.480	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.75% 2053/12/01	17,000.000	12,135.110	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2% 2028/06/01	43,000.000	42,215.680	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2% 2051/12/01	37,000.000	28,427.470	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2048/12/01	80,000.000	72,859.200	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2030/03/01	40,000.000	40,045.600	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 3% 2027/02/01	160,000.000	161,249.600	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.25% 2033/12/01	50,000.000	50,945.500	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.25% 2034/12/01	110,000.000	111,735.800	
	カナダドル 小計		635,000.000	610,485.440 (63,221,872)	
	シンガポール ドル	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.125% 2026/06/01	100,000.000	99,578.230	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.75% 2046/03/01	43,000.000	43,067.940	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.875% 2029/07/01	50,000.000	50,696.500	
	シンガポールドル 小計		193,000.000	193,342.670 (21,584,776)	
	スウェーデン クローナ	SWEDEN GOVERNMENT BOND 0.75% 2028/05/12	1,000,000.000	952,900.000	
	スウェーデンクローナ 小計		1,000,000.000	952,900.000 (14,007,630)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	デンマーク クローネ	DENMARK GOVERNMENT BOND 0.5% 2027/11/15	400,000.000	384,507.200	
		DENMARK GOVERNMENT BOND 4.5% 2039/11/15	135,000.000	161,557.870	
	デンマーククローネ 小計		535,000.000	546,065.070 (11,849,612)	
	ノルウェー クローネ	NORWAY GOVERNMENT BOND 1.75% 2027/02/17	560,000.000	538,018.880	
	ノルウェークローネ 小計		560,000.000	538,018.880 (7,532,264)	
	ポーランド ズロチ	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 0.75% 2025/04/25	290,000.000	288,610.030	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 2027/07/25	270,000.000	254,037.890	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.75% 2029/10/25	120,000.000	107,092.800	
	ポーランドズロチ 小計		680,000.000	649,740.720 (25,134,180)	
	マレーシア リングgit	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.519% 2028/04/20	360,000.000	360,324.000	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.054% 2039/04/18	160,000.000	161,953.600	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.18% 2044/05/16	90,000.000	91,545.290	
	マレーシアリングgit 小計		610,000.000	613,822.890 (20,565,461)	
	メキシコペソ	MEXICAN BONOS 10% 2036/11/20	200,000.000	207,148.000	
		MEXICAN BONOS 7.5% 2027/06/03	1,000,000.000	974,370.000	
		MEXICAN BONOS 7.75% 2034/11/23	1,500,000.000	1,333,215.000	
		MEXICAN BONOS 8.5% 2029/5/31	850,000.000	831,597.500	
	メキシコペソ 小計		3,550,000.000	3,346,330.500 (25,020,179)	
	ユーロ	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.75% 2026/10/20	125,000.000	122,041.000	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.6% 2047/06/22	20,000.000	13,140.800	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.15% 2066/06/22	40,000.000	25,303.840	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.25% 2048/08/15	37,000.000	25,361.080	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.5% 2046/08/15	31,000.000	27,781.510	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2029/08/15	271,000.000	244,353.650	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2030/08/15	19,000.000	16,645.020	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2031/08/15	236,000.000	200,564.350	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2036/05/15	10,000.000	7,202.960	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2052/08/15	129,000.000	55,180.520	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 1.8% 2053/08/15	289,000.000	215,030.450	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.2% 2034/02/15	342,000.000	325,467.720	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.5% 2054/08/15	80,000.000	69,390.880	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.5% 2035/02/15	140,000.000	135,476.740	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.6% 2033/08/15	46,000.000	45,390.360	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.6% 2034/08/15	70,000.000	68,558.700	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 2% 2026/12/10	540,000.000	538,303.320	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.25% 2040/09/15	30,000.000	18,415.860	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2028/09/15	45,000.000	41,992.380	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 1.125% 2034/04/15	10,000.000	8,391.800	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 2.625% 2042/07/04	20,000.000	17,702.430	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.25% 2036/05/25	20,000.000	15,664.640	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 3.25% 2045/05/25	10,000.000	9,012.280	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4% 2060/4/25	50,000.000	48,718.600	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	194,000.000	208,402.940	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2027/02/25	120,000.000	114,732.000	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2029/11/25	288,000.000	252,576.000	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2031/11/25	14,000.000	11,378.360	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.5% 2029/05/25	20,000.000	18,231.900	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2028/11/25	1,000.000	933.380	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2052/05/25	50,000.000	23,093.330	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1% 2027/05/25	144,000.000	139,809.600	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.5% 2050/05/25	100,000.000	60,129.800	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2029/02/25	24,000.000	24,024.640	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2030/02/25	904,000.000	898,124.000	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3% 2033/05/25	20,000.000	19,497.560	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3% 2034/11/25	109,000.000	104,432.460	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3.2% 2035/05/25	300,000.000	290,575.200	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3.25% 2055/05/25	30,000.000	25,394.280	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 0.4% 2035/05/15	50,000.000	37,892.600	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 1.1% 2029/05/15	62,000.000	58,401.390	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 1.5% 2050/05/15	5,000.000	3,346.970	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 2% 2045/02/18	5,000.000	3,956.980	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 3.15% 2055/10/18	165,000.000	152,374.860	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.6% 2031/08/01	187,000.000	157,601.910	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.5% 2045/04/30	52,000.000	32,263.400	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.6% 2026/06/01	67,000.000	66,477.260	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.25% 2036/09/01	180,000.000	151,218.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.45% 2050/09/01	20,000.000	13,823.800	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.7% 2047/03/01	90,000.000	68,077.980	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.8% 2028/12/01	3,000.000	3,006.670	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3% 2029/08/01	329,000.000	330,303.820	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.1% 2026/08/28	140,000.000	141,450.260	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.65% 2035/08/01	501,000.000	487,723.500	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.8% 2028/08/01	31,000.000	32,058.060	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.85% 2034/07/01	35,000.000	35,045.150	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.85% 2049/09/01	30,000.000	27,030.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4% 2035/04/30	70,000.000	70,923.230	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4% 2037/2/1	62,000.000	61,963.170	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.3% 2054/10/01	30,000.000	28,323.240	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.35% 2033/11/01	20,000.000	20,900.320	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2044/09/01	33,000.000	34,372.960	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2039/8/1	6,000.000	6,492.460	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0% 2027/10/22	79,000.000	74,324.930	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.8% 2027/06/22	17,000.000	16,434.490	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.9% 2029/06/22	20,000.000	18,607.480	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.45% 2037/06/22	177,000.000	140,310.370	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2031/07/15	73,000.000	61,436.070	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.5% 2026/07/15	188,000.000	183,907.240	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.5% 2040/01/15	45,000.000	30,592.260	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.75% 2047/01/15	55,000.000	50,435.660	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 4% 2037/01/15	31,000.000	33,513.130	
		PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 1.95% 2029/06/15	50,000.000	48,841.400	
		PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 2.875% 2034/10/20	40,000.000	38,610.300	
		PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 3.625% 2054/06/12	20,000.000	18,485.240	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2030/02/20	50,000.000	43,806.500	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2031/02/20	30,000.000	25,402.800	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.5% 2047/02/20	110,000.000	76,279.500	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.2% 2040/10/31	28,000.000	19,247.590	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/04/30	257,000.000	248,772.400	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/07/30	75,000.000	72,238.800	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.85% 2035/07/30	10,000.000	8,577.350	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.5% 2027/05/31	160,000.000	160,434.880	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.55% 2032/10/31	120,000.000	114,837.120	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.7% 2030/01/31	30,000.000	29,833.330	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.9% 2046/10/31	80,000.000	67,043.360	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.15% 2035/04/30	300,000.000	291,094.200	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2034/10/31	75,000.000	74,944.050	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2066/07/30	15,000.000	12,658.500	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 4.2% 2037/1/31	73,000.000	76,941.050	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 5.15% 2044/10/31	75,000.000	86,506.620	
	ユーロ 小計		9,384,000.000	8,635,570.950 (1,398,012,580)	
	韓国ウォン	KOREA TREASURY BOND 2.875% 2026/09/10	921,670,000.000	924,841,632.370	
韓国ウォン 小計		921,670,000.000	924,841,632.370 (94,981,236)		
国債証券 合計				3,163,518,070 (2,628,684,303)	
特殊債券	アメリカドル	BANK 2019-BNK16 FR 2052/2/15	50,000.000	46,570.500	
		BANK 2019-BNK21 2.851% 2052/10/15	90,000.000	81,241.200	
		BANK 2019-BNK23 3.455% 2052/12/15	57,000.000	50,013.510	
		BANK 2021-BNK33 2.893% 2064/5/15	30,000.000	25,467.300	
		BARCLAYS COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2019-C3 3.583% 2052/5/15	77,000.000	73,335.570	
		BARCLAYS COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2019-C3 4.096% 2052/5/15	47,000.000	43,481.110	
		BENCHMARK 2018-B5 MORTGAGE TRUST 4.5697% 2051/7/15	28,487.000	26,687.760	
		CD 2017-CD3 MORTGAGE TRUST 3.631% 2050/2/10	95,000.000	90,370.650	
		CITIGROUP COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2.8687% 2056/8/10	100,000.000	91,053.000	
		CITIGROUP COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2018-C5 FR 2051/6/10	40,000.000	38,654.000	
		COMM 2015-CCRE24 MORTGAGE TRUST FR 2048/8/10	44,000.000	43,329.880	
		COMM 2015-CCRE27 MORTGAGE TRUST FR 2048/10/10	36,000.000	33,291.000	
		CSAIL 2015-C4 COMMERCIAL MORTGAGE TRUST FR 2048/11/15	52,000.000	50,104.080	
		CSAIL 2019-C15 COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 4.4757% 2052/3/15	12,000.000	11,192.040	
		CSAIL 2019-C16 COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.329% 2052/6/15	136,000.000	126,392.960	
		CSAIL 2019-C18 COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.5939% 2052/12/15	31,000.000	27,864.970	
		CSAIL 2019-C18 COMMERCIAL MORTGAGE TRUST FR 2052/12/15	49,000.000	43,617.350	
		DBJPM 17-C6 MORTGAGE TRUST FR 2050/6/10	33,000.000	30,233.940	
		GS MORTGAGE SECURITIES TRUST 2016-GS2 FR 2049/5/10	50,000.000	48,768.000	
		JPMCC COMMERCIAL MORTGAGE SECURITIES TRUST 201 3.4569% 2050/3/15	23,212.560	23,041.250	
		MORGAN STANLEY BOA MERRILL LYNCH TRUST 2015-C25 FR 48/10/15	30,000.000	29,079.900	
		MORGAN STANLEY CAPITAL I 2017-HR2 FR 2050/12/15	55,000.000	52,859.950	
		MORGAN STANLEY CAPITAL I TRUST 2018-L1 FR 2051/10/15	12,502.000	11,943.530	
		MORGAN STANLEY CAPITAL I TRUST 2020-L4 2.698% 2030/2/15	90,000.000	81,651.600	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		UBS COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2017-C7 FR 2050/12/15	40,000.000	37,291.600	
		UBS COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.3952% 2052/9/15	65,000.000	57,209.100	
		UMBS 30YR TBA(REG A) 6% 2025/04/14	563,000.000	570,107.420	
		WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2015-LC20 3.719% 2050/4/15	70,000.000	69,398.000	
		WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2017-C39 4.025% 2050/9/15	51,000.000	47,808.420	
		WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2019-C49 FR 2052/3/15	14,000.000	13,275.640	
		WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2019-C50 4.192% 2052/5/15	47,000.000	43,724.100	
		WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2020-C56 FR 2053/6/15	12,000.000	10,562.160	
	アメリカドル 小計		2,130,201.560	2,029,621.490 (302,088,863)	
	オーストラリアドル	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP 4.75% 2035/09/20	200,000.000	193,646.000	
オーストラリアドル 小計		200,000.000	193,646.000 (18,245,326)		
特殊債券 合計				320,334,189 (320,334,189)	
社債券	アメリカドル	ABBVIE INC 3.2% 2029/11/21	29,000.000	27,177.400	
		AMAZON.COM INC 2.7% 2060/06/03	34,000.000	19,583.810	
		AMERICAN TOWER CORP 2.3% 2031/09/15	27,000.000	22,724.650	
		AMGEN INC 3.375% 2050/02/21	21,000.000	14,719.430	
		AT&T INC 3.65% 2059/09/15	52,000.000	35,054.720	
		BANK OF AMERICA CORP FR 2027/04/23	96,000.000	94,761.130	
		BANK OF AMERICA CORP FR 2031/01/24	22,000.000	22,167.130	
		BROADCOM INC 4.15% 2030/11/15	14,000.000	13,466.040	
		BROADCOM INC 4.8% 2028/04/15	13,000.000	13,038.590	
		BROADCOM INC 4.8% 2034/10/15	13,000.000	12,612.090	
		BROADCOM INC 5.05% 2029/07/12	13,000.000	13,098.700	
		CITIGROUP COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2016-C2 2.832% 2049/8/10	50,000.000	48,570.500	
		CITIGROUP INC FR 2030/09/19	48,000.000	47,071.540	
		COMM 2015-CCRE25 MORTGAGE TRUST FR 2048/8/10	27,000.000	26,231.040	
		CSAIL 2016-C5 COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.4887% 2048/11/15	7,710.810	7,654.820	
		EQUINIX INC 1.55% 2028/03/15	41,000.000	37,382.700	
		GILEAD SCIENCES INC 2.8% 2050/10/01	26,000.000	16,293.870	
		GLOBAL PAYMENTS INC 2.15% 2027/01/15	27,000.000	25,754.000	
		GLOBAL PAYMENTS INC 3.2% 2029/08/15	15,000.000	13,910.630	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC/THE FR 2056/01/28	109,000.000	108,626.140	
		GS MORTGAGE SECURITIES TRUST 2016-GS4 FR 2049/11/10	60,000.000	58,035.000	
		HCA INC 3.5% 2051/07/15	24,000.000	15,683.810	
		HOME DEPOT INC/THE 3.5% 2056/09/15	10,000.000	6,975.970	
		HONDA AUTO RECEIVABLES 2023-4 OWNER TRUST 5.67% 2028/6/21	32,000.000	32,370.880	
		HYUNDAI AUTO RECEIVABLES TRUST 2023-C 5.54% 2028/10/16	30,000.000	30,419.100	
		JPMORGAN CHASE & CO FR 2030/04/22	111,000.000	113,689.760	
		JPMORGAN CHASE & CO FR 2033/07/25	20,000.000	19,731.890	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		JPMORGAN CHASE & CO FR 2036/01/24	45,000.000	45,766.530	
		JPMORGAN CHASE & CO FR 2041/11/19	19,000.000	13,045.240	
		JPMORGAN CHASE & CO FR 2045/11/29	17,000.000	16,773.420	
		LAM RESEARCH CORP 3.125% 2060/06/15	20,000.000	12,365.410	
		LOWE'S COS INC 3.65% 2029/04/05	34,000.000	32,559.800	
		MORGAN STANLEY BOA MERRILL LYNCH TRUST 2016-C28 3.544% 2049/1/15	60,000.000	59,080.200	
		MORGAN STANLEY FR 2030/10/18	50,000.000	49,306.800	
		MORGAN STANLEY FR 2031/01/15	99,000.000	99,984.530	
		MORGAN STANLEY FR 2036/01/18	75,000.000	76,204.510	
		NEXTERA ENERGY CAPITAL HOLDINGS INC 4.85% 2028/02/04	77,000.000	77,404.380	
		NORFOLK SOUTHERN CORP 3.05% 2050/05/15	34,000.000	22,116.420	
		ORACLE CORP 2.875% 2031/03/25	57,000.000	50,680.720	
		ORACLE CORP 5.25% 2032/02/03	42,000.000	42,275.310	
		PECO ENERGY CO 5.25% 2054/09/15	15,000.000	14,101.430	
		RYDER SYSTEM INC 4.9% 2029/12/01	23,000.000	22,975.250	
		SLM PRIVATE CREDIT STUDENT LOAN TRUST 2004-A FR 2033/6/15	31,305.250	31,142.140	
		SLM PRIVATE CREDIT STUDENT LOAN TRUST 2005-B FR 2039/6/15	45,927.860	44,841.200	
		SLM PRIVATE CREDIT STUDENT LOAN TRUST 2006-A FR 2039/6/15	55,308.140	53,712.500	
		SLM PRIVATE CREDIT STUDENT LOAN TRUST 2006-B FR 2039/12/15	25,223.500	24,514.970	
		SLM PRIVATE CREDIT STUDENT LOAN TRUST 2007-A FR 2041/12/16	24,592.030	23,952.880	
		T-MOBILE USA INC 3.6% 2060/11/15	28,000.000	18,636.950	
		T-MOBILE USA INC 5.8% 2062/09/15	23,000.000	22,468.620	
		UBER TECHNOLOGIES INC 4.3% 2030/01/15	24,000.000	23,436.330	
		UNION PACIFIC CORP 2.973% 2062/09/16	22,000.000	12,837.150	
		VERIZON COMMUNICATIONS INC 3% 2060/11/20	22,000.000	12,924.700	
		WELLS FARGO & CO FR 2031/01/24	23,000.000	23,248.540	
	アメリカドル	小計	1,963,067.590	1,823,161.270 (271,359,323)	
社債券 合計				271,359,323 (271,359,323)	
合計				3,755,211,582 (3,220,377,815)	

(注) 1 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	国債証券	17銘柄	38.0%	28.7%
	特殊債券	32銘柄	32.7%	
	社債券	53銘柄	29.3%	
イギリスポンド	国債証券	17銘柄	100.0%	6.0%
オーストラリアドル	国債証券	3銘柄	41.9%	1.0%
	特殊債券	1銘柄	58.1%	
オフショア人民元	国債証券	26銘柄	100.0%	12.1%
カナダドル	国債証券	9銘柄	100.0%	2.0%
シンガポールドル	国債証券	3銘柄	100.0%	0.7%
スウェーデンクローナ	国債証券	1銘柄	100.0%	0.4%
デンマーククローネ	国債証券	2銘柄	100.0%	0.4%
ノルウェークローネ	国債証券	1銘柄	100.0%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券	3銘柄	100.0%	0.8%
マレーシアリングgit	国債証券	3銘柄	100.0%	0.6%
メキシコペソ	国債証券	4銘柄	100.0%	0.8%
ユーロ	国債証券	91銘柄	100.0%	43.4%
韓国ウォン	国債証券	1銘柄	100.0%	2.9%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2025年3月末現在）

「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」

I 資産総額	1,199,631,172円
II 負債総額	803,654円
III 純資産総額(I－II)	1,198,827,518円
IV 発行済数量	821,914,265口
V 1 単位当たり純資産額(III／IV)	1.4586円

（参考情報）

「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」

I 資産総額	2,824,071,620円
II 負債総額	102,074,640円
III 純資産総額(I－II)	2,721,996,980円
IV 発行済数量	1,197,541,941口
V 1 単位当たり純資産額(III／IV)	2.2730円

「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」

I 資産総額	121,550,674円
II 負債総額	43,743円
III 純資産総額(I－II)	121,506,931円
IV 発行済数量	138,092,452口
V 1 単位当たり純資産額(III／IV)	0.8799円

（参考情報）

「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」

I 資産総額	4,039,733,218円
II 負債総額	211,936,846円
III 純資産総額(I－II)	3,827,796,372円
IV 発行済数量	2,856,421,272口
V 1 単位当たり純資産額(III／IV)	1.3401円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6 受益権の譲渡

- ① 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② ①の申請のある場合には、①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ ①の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ① 資本金 | 3,120百万円 |
| ② 発行する株式の総数 | 36,000株 |
| ③ 発行済株式の総数 | 15,000株 |
| ④ 直近5ヵ年における主な資本金の額の増減 | 該当事項はありません。 |

(2) 委託会社の機構

① 経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

② 運用の意思決定機構

投資委員会

- ・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

- ・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

- ・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年3月末現在、以下の通りです(親投資信託を除きます。)。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	198	13,193,652
単位型株式投資信託	71	477,676
合計	269	13,671,327

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第37期 (2023年12月31日現在)	第38期 (2024年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		19,222	18,849
立替金		42	40
前払費用		153	163
未収入金	※ 2	2	0
未収委託者報酬		2,178	2,623
未収運用受託報酬		2,712	3,431
未収収益	※ 2	1,839	1,933
為替予約		1	-
その他流動資産		-	-
流動資産計		26,153	27,042
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※ 1	500	408
器具備品	※ 1	432	334
有形固定資産計		932	742
無形固定資産			
ソフトウェア		12	7
無形固定資産計		12	7
投資その他の資産			
投資有価証券		22	32
長期差入保証金		812	820
前払年金費用		1,142	1,241
長期前払費用		6	3
繰延税金資産		732	955
投資その他の資産計		2,717	3,054
固定資産計		3,662	3,805
資産合計		29,815	30,847

	第37期 (2023年12月31日現在)	第38期 (2024年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	144	85
未払金 ※ 2		
未払収益分配金	5	5
未払償還金	70	70
未払手数料	432	530
その他未払金	69	62
未払費用 ※ 2	945	1,243
未払消費税等	192	424
未払法人税等	1,472	2,223
為替予約	-	3
前受金	254	162
賞与引当金	1,902	2,330
役員賞与引当金	146	147
早期退職慰労引当金	176	129
流動負債計	5,814	7,420
固定負債		
退職給付引当金	101	103
資産除去債務	963	964
固定負債計	1,064	1,068
負債合計	6,879	8,488
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,120	3,120
資本剰余金		
資本準備金	3,001	3,001
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,847	6,847
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,632	12,054
利益剰余金合計	12,968	12,391
株主資本合計	22,936	22,359
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等合計	△0	△0
純資産合計	22,936	22,359
負債・純資産合計	29,815	30,847

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

		第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	第38期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		6,885	8,337
運用受託報酬	※ 1	8,621	10,459
その他営業収益	※ 1	18,148	19,213
営業収益計		33,655	38,009
営業費用			
支払手数料		1,597	1,990
広告宣伝費		152	259
調査費			
調査費		357	352
委託調査費	※ 1	4,651	5,494
調査費計		5,009	5,846
委託計算費		117	92
営業雑経費			
通信費		88	119
印刷費		87	81
諸会費		44	39
営業雑経費計		220	240
営業費用計		7,097	8,430
一般管理費			
給料			
役員報酬		694	425
給料・手当		5,875	5,749
賞与		2,563	2,880
給料計		9,133	9,055
退職給付費用		489	430
福利厚生費		1,185	1,151
事務委託費	※ 1	4,562	6,695
交際費		69	52
旅費交通費		193	223
租税公課		294	317
不動産賃借料		904	814
水道光熱費		82	70
固定資産減価償却費		473	298
資産除去債務利息費用		2	1
事務過誤取引損		3	0
諸経費		484	459
一般管理費計		17,878	19,571
営業利益		8,678	10,007

	第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	第38期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
営業外収益		
受取利息	-	3
有価証券売却益	-	6
為替差益	-	153
その他	0	1
営業外収益計	0	164
営業外費用		
支払手数料	-	1
有価証券売却損	0	-
為替差損	16	-
固定資産除却損	4	0
その他	0	0
営業外費用計	23	2
経常利益	8,656	10,169
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	203	128
特別損失計	203	128
税引前当期純利益	8,453	10,041
法人税、住民税及び事業税	2,633	3,441
法人税等調整額	163	△223
当期純利益	5,656	6,822

(3)【株主資本等変動計算書】

第37期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
2023年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,276	10,612	20,580	△3	△3	20,576
当期変動額											
剰余金の配当						△3,300	△3,300	△3,300			△3,300
当期純利益						5,656	5,656	5,656			5,656
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									3	3	3
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,356	2,356	2,356	3	3	2,359
2023年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	△0	△0	22,936

第38期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：百万円)

【単位：百万円】

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2024年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	△0	△0	22,936
当期変動額											
剰余金の配当						△7,400	△7,400	△7,400			△7,400
当期純利益						6,822	6,822	6,822			6,822
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									△0	△0	△0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△577	△577	△577	△0	△0	△577
2024年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,054	12,391	22,359	△0	△0	22,359

注 記 事 項

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

① 旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

② 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）については拠出額を費用計上しております。

③ 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（8年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要になることを目指したリース会計基準が公表されました。

借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、借手のリース費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
建物附属設備	2,737 百万円	2,852 百万円
器具備品	1,482 百万円	1,455 百万円

※ 2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
未収収益	302 百万円	189 百万円
その他未払金	53 百万円	54 百万円
未払費用	52 百万円	27 百万円

※ 3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 2 行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,500 百万円	3,500 百万円
借入実行残高	—	—
差引額	3,500 百万円	3,500 百万円

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
運用受託報酬	282 百万円	284 百万円
その他営業収益	6,983 百万円	6,381 百万円
委託調査費	1,196 百万円	1,222 百万円
事務委託費	1,619 百万円	2,430 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月30日 株主総会決議	普通株式	3,300	220,000	2022年12月31日	2023年3月31日

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 株主総会決議	普通株式	7,400	493,333	2023年12月31日	2024年3月28日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
1年以内	522 百万円	737 百万円
1年超	1,413 百万円	676 百万円
合計	1,936 百万円	1,413 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（2023年12月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	812	791	△21

当事業年度（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	820	793	△27

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

（注2）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	19,222	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	2,178	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	2,712	—	—	—
(4) 未収収益	1,839	—	—	—
合計	25,953	—	—	—

当事業年度（2024年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	18,849	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	2,623	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	3,431	—	—	—
(4) 未収収益	1,933	—	—	—
合計	26,837	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2023年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	791	-	791

当事業年度（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	793	-	793

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,803
勤務費用	421
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	1
退職給付の支払額	△427
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,834

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
年金資産の期首残高	3,368
期待運用収益	97
数理計算上の差異の発生額	9
事業主からの拠出額	452
退職給付の支払額	△427
年金資産の期末残高	3,500

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,733
年金資産	△3,500
	△767
非積立型制度の退職給付債務	101
未積立退職給付債務	△666
未認識数理計算上の差異	△401
未認識過去勤務費用	25
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,041
退職給付引当金	101
前払年金費用	△1,142
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,041

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
勤務費用	421
利息費用	35
期待運用収益	△97
数理計算上の差異の費用処理額	47
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	402
特別退職金	203
合計	605

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券87%、株式12%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社に設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,834
勤務費用	397
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	25
退職給付の支払額	△390
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,901

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
年金資産の期首残高	3,500
期待運用収益	147
数理計算上の差異の発生額	△36
事業主からの拠出額	441
退職給付の支払額	△390
年金資産の期末残高	3,661

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (2024年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,798
年金資産	△3,661
	△862
非積立型制度の退職給付債務	103
未積立退職給付債務	△759
未認識数理計算上の差異	△400
未認識過去勤務費用	21
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,138
退職給付引当金	103
前払年金費用	△1,241
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,138

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
勤務費用	397
利息費用	35
期待運用収益	△147
数理計算上の差異の費用処理額	62
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	344
特別退職金	128
合計	473

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2024年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券74%、株式25%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
割引率	1.8%
長期期待運用収益率	3.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、86百万円 でありました。

（税効果会計関係）**1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳**

	（単位：百万円）	
	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	192	286
賞与引当金	582	713
資産除去債務	295	295
未払事業税	89	122
早期退職慰労引当金	54	39
退職給付引当金	30	31
その他	0	0
繰延税金資産合計	1,244	1,489
繰延税金負債		
前払年金費用	△349	△380
資産除去債務に対応する除去費用	△44	△35
その他	△117	△117
繰延税金負債合計	△512	△533
繰延税金資産の純額	732	955

（注）前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	（単位：百万円）	
	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
固定資産－繰延税金資産	732	955

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	1.3
その他	△0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0%	32.0%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%～0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
期首残高	961	963
見積りの変更による増加額	-	-
時の経過による調整額	2	1
期末残高	963	964

（収益認識関係）**1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報**

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
委託者報酬	6,885 百万円	8,337 百万円
運用受託報酬	8,526 百万円	10,000 百万円
成功報酬（注）	95 百万円	458 百万円
その他営業収益	18,148 百万円	19,213 百万円
合計	33,655 百万円	38,009 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報**(1) 製品及びサービスごとの情報**

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6,885	8,621	18,148	33,655

(2) 地域ごとの情報**① 売上高**

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
15,053	14,702	3,899	33,655

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	7,266	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	5,097	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	8,337	10,459	19,213	38,009

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
18,430	15,156	4,422	38,009

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,666	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	6,520	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ ファイナンシャル・ マネジメント・イン ク	米国 ニュー ヨーク州	1,190 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	282	未収収益	302
							受入手数料	6,983		
							委託調査費	1,196	未払費用	52
							事務委託費	1,619		
親会社	ブラックロック・ ジャパン・ホール ディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ ファイナンシャル・ マネジメント・イン ク	米国 ニュー ヨーク州	1,190 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	284	未収収益	189
							受入手数料	6,381		
							委託調査費	1,222	未払費用	27
							事務委託費	2,430		
親会社	ブラックロック・ ジャパン・ホール ディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ ファンド・アドバイ ザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	5,097	未収収益	886
							委託調査費	11		
							事務委託費	24		

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ ファンド・アドバイ ザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	6,520	未収収益	1,174
							委託調査費	10		
							事務委託費	98		

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンス・インク（非上場）

ブラックロック・ホールドコ・2・インク（非上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク（非上場）

ビーアール・ジャージー・インターナショナル・ホールディングス・L.P.（非上場）

ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド（非上場）

ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド（非上場）

ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアールエル（非上場）

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

（１株当たり情報）

項目	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
１株当たり純資産額	1,529,103 円 11 銭	1,490,611 円 39 銭
１株当たり当期純利益金額	377,073 円 92 銭	454,844 円 60 銭

（注） １．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
当期純利益 (百万円)	5,656	6,822
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	5,656	6,822
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,000	15,000

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
2008年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
2009年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
2013年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。
2014年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 : 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 : 324,279百万円（2024年3月末現在）
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

- ・ 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 : 10,000百万円（2024年3月末現在）
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) (2024年3月末現在)	事業の内容
株式会社常陽銀行 ^{*1}	85,113	銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。
株式会社みずほ銀行 ^{*2}	1,404,065	
株式会社三井住友銀行 ^{*1}	1,770,996	
株式会社横浜銀行 ^{*1}	215,628	
第一生命保険株式会社 ^{*3}	60,000	保険業法に基づき、生命保険業を営んでおります。
日本生命保険相互会社 ^{*4}	1,450,000	
三菱UFJ信託銀行株式会社 ^{*5}	324,279	銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社 ^{*6}	11,945	
マネックス証券株式会社	13,195	
楽天証券株式会社	19,495	

*1 株式会社常陽銀行、株式会社三井住友銀行および株式会社横浜銀行は、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いはありません。

*2 株式会社みずほ銀行は、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いはありません。ただし、確定拠出年金制度においては、新規の募集および販売の取扱いを行います。

*3 第一生命保険株式会社での取扱いは確定拠出年金制度において販売会社の業務を行う場合に限りです。

*4 日本生命保険相互会社での取扱いは確定拠出年金制度において販売会社の業務を行う場合に限りです。また、資本金の額は、基金および基金償却積立金の総額です。なお、「為替ヘッジなし」のみとします。

- ※5 三菱UFJ信託銀行株式会社は、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いはい行いません。ただし、確定拠出年金制度においては、新規の募集および販売の取扱いを行います。なお、「為替ヘッジなし」のみの取扱いとします。
- ※6 松井証券株式会社での取扱いは「為替ヘッジあり」のみとします。

(3) 投資顧問会社

- ・名称 : ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
 - ・資本金の額 : 非公開
 - ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。
-
- ・名称 : ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド
 - ・資本金の額 : 94百万英ポンド（円貨換算^{*} 約188億円、2024年12月末現在）
※ 英ポンドの円貨換算は、2024年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝199.02円）によります。
 - ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。
-
- ・名称 : ブラックロック（シンガポール）リミテッド
 - ・資本金の額 : 2,721,871シンガポールドル（円貨換算^{*} 約317百万円、2024年12月末現在）
※ シンガポールドルの円貨換算は、2024年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1シンガポールドル＝116.51円）によります。
 - ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。
-
- ・名称 : ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド
 - ・資本金の額 : 24百万豪ドル（円貨換算^{*} 約23億円、2024年12月末現在）
※ 豪ドルの円貨換算は、2024年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝98.50円）によります。
 - ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行っています。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド、ブラックロック（シンガポール）リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッドの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

2024年12月13日 有価証券報告書、有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

2025年3月3日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 若林 亜希

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）の2024年9月18日から2025年3月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）の2025年3月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）の2024年9月18日から2025年3月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）の2025年3月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。